

環境まちづくり委員会 送付 6－3

神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書

受付年月日 令和 6 年 1 月 2 5 日

陳 情 者 提出者 1 名

令和6年1月24日

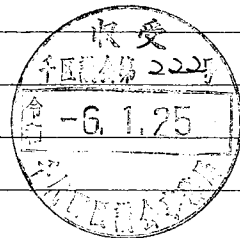
子代田区議会議長

秋谷 こうき様

神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書

以前千葉大名誉教授の藤井英二郎先生と一緒に
神田警察通りを歩いてご教授頂き、イチョウは根が
真っ直ぐ下に伸び、歩道が狭くてもスライドして動かす
ことができる為歩道の幅は確保できると仰って
いました。

私は道路整備に反対しているわけではありません。
イチョウを残しての道路整備をして頂きたく切に
お願い申し上げます。



環境まちづくり委員会 送付 6－4

外神田一丁目計画について手続きの調査を求める陳情

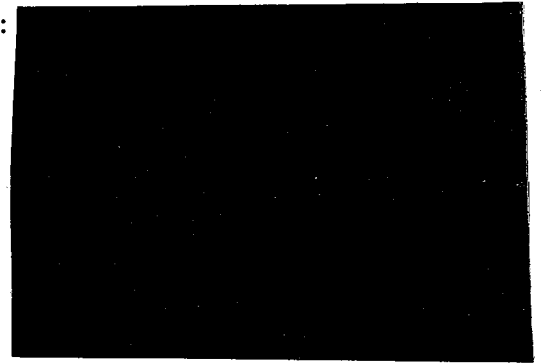
受付年月日 令和 6 年 1 月 2 6 日

陳 情 者 提出者 2 名

令和6年1月26日

千代田区議会議長 秋谷こうき様

陳情者：



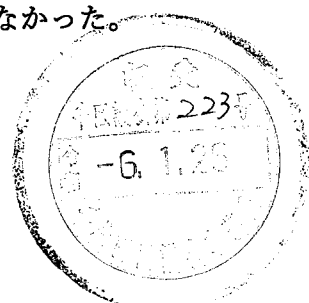
外神田一丁目計画について手続きの調査を求める陳情

本年1月24日、官製談合防止法違反容疑で元千代田区議会議員の嶋崎秀彦氏（以下「嶋崎氏」という）が逮捕されたことで、同日嶋崎氏は議員辞職をされ、都市計画審議会委員も辞任いたしました。同月12日にはすでに環境まちづくり委員会の委員長も辞任されていました。

また、逮捕された24日には千代田区長樋口高顕氏は「公正性を求められる入札および契約業務に関して、区民の皆様にご迷惑とご心配をおかけしますことを、深くお詫び申し上げます。」とコメントされておられます。つきましては議会においては更なる透明性確保に向け以下の点につき、調査することを求めます。

記

1. 昨年5月19日付にて「外神田一丁目計画の委員会集約の遵守を求める請願」により、16条の意見の反映がどのようになされたか、議会で確認するよう求める請願書が区議会事務局で受理された。
2. 昨年5月30日、改選後初の環境まちづくり委員会が開かれ、嶋崎氏が委員長に就任した。上記1の請願が「閉会中の特定事件継続調査事項」として嶋崎氏が委員長として閉会中の委員会開催を議長に申し入れることが同委員会で確認された。
3. 嶋崎氏は、請願の内容が都市計画法17条の区案の作成に関するものだと認識しながら、区案が発表される6月5日までの間に委員長として委員会を開催しなかった。



4. 都市計画法17条の都市計画案の縦覧が昨年6月5日から同17日まで行われた。
5. 昨年7月7日、環境まちづくり委員会で区行政は、「17条の意見書に対する開示請求は、都市計画審議会での公正、公平な審議をするために開示しない」との答弁をした。また、同日、請願は委員会として「継続審査」として採決した。
6. 昨年7月11日、第2回定例会において、上記5の「継続審査」が否決されたとして嶋崎氏は同日の定例会休憩中に委員会を開催し、委員会で採決を行い、定例会に報告した。定例会の採決において嶋崎氏は不採択に投票した。
7. 昨年7月25日、第1回千代田区都市計画審議会において外神田一丁目計画の審議を行い、都市計画案は1票差で賛成多数となった。その際、嶋崎氏は本審議会の委員として賛成していた。
8. 昨年10月13日、区は都市計画決定（地区計画の決定）告示をした。

上記のとおり、嶋崎氏は外神田一丁目計画の推進に深く関わってきました。他方で、昨年10月13日の都市計画決定以後、本年に至るまで長期に欠席をされていました。

区民としては、本陳情冒頭の樋口区長コメント「公正性に対する迷惑と心配」があり、上記一連、手続き上の流れには多くの疑義があります。

嶋崎氏が、外神田一丁目計画に関して区職員への不当な圧力や癒着などが無かったか、昨年5月30日の環境まちづくり委員会委員長就任時から10月13日の都市計画決定告示までの期間の区職員に対する全ての接触記録を確認した上で、区行政の公正性に問題がなかったか、議会として調査することを求めます。

以上

（添付資料）

2023年5月19日付「外神田一丁目計画の委員会集約の遵守を求める請願」

請 願 書

2023年5月19日

千代田区議会議長 殿

外神田一丁目計画の委員会集約の遵守を求める請願

紹介議員：小枝すみ子

の さ わ 哲 夫
牛 尾 こ う い 三

請願者：

請願者：

外神田一丁目南部地区のまちづくりに関して、次のとおり請願します。

本年2月10日に開催された都市計画法16条1項に基づく公聴会では、区の素案に関して、賛成・反対のそれぞれの立場から意見が述べられました。つきましては、公聴会における意見が適正に反映されるようお願い申し上げます。公聴会は「意見を反映させるために必要な措置」（都市計画法16条1項）として行われるものです。

区が、賛成意見のみならず反対意見も含めて公述意見及び公述申出意見を区の都市計画案の作成に反映するようにお願いします。

千代田区議会環境・まちづくり特別委員会では、本年3月3日に「①この間の調査と委員会の議論を経て、千代田区は都市計画法運用指針に基づき16条1項の公聴会および説明会を行った結果、当該計画に対する区民の関心の高さが明らかになった。そこで公聴会で公述された内容を都市計画案に反映させること。」との委員会集約を行いました。この委員会集約に従って公聴会で公述した内容がどのように都市計画案に反映されたか、または公述された内容で反映されなかったものがあるか、その理由も含めて議会で確認していただけますようお願い申し上げます。



以上

環境まちづくり委員会 送付 6－8

東京都市計画地区計画 二番町地区地区計画（変更）に関する意見書についての調査と提出
のやり直しを求める陳情

受付年月日 令和 6 年 1 月 3 0 日

陳 情 者 提出者 1 名

令和6年1月30日

千代田区議会議長
秋谷 こうき様

東京都市計画地区計画 二番町地区地区計画（変更）に関する意見書についての
調査と提出のやり直しを求める陳情

陳情者

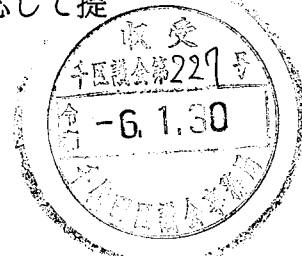
2024年1月5日～1月19日に実施された 東京都市計画地区計画 二番町地区計画（変更）についての、都市計画法第17条2項に基づいた意見募集については、下記の通り看過できない問題点があったことが確認されましたので、議会として早急に調査を実施し実態を明らかにしていただきますよう強く陳情致します。また、このような問題が発覚した以上都市計画法第17条2項の意見募集をやり直していただきますよう陳情致します。

記

今回の意見募集にあたり、二番町町会長が町会長名義で、町会の封筒を使用して町会員に対して「反対の方に負けずに意見書を出していただきたい」と賛成の意見書の提出を求める内容のレターを出されていました。この事実は、まちづくり行政に於いて看過できない根本的な問題を孕むことと思料致します。

町会は千代田区の補助金交付団体であり、税金が補助金として投入されている以上公正な立場であることは自明の理であります。その公正な立場であるべき町会の町会長の立場で区案に賛成するよう意見書の提出を呼び掛けたことは由々しき事態であり、健全なまちづくり行政の運営に汚点を残すものであります。さらに、当町会長は千代田区都市計画審議会の区民委員であることもあわせて指摘させていただきます。

以上のようなことから、町会長からの賛成の意見書提出の呼び掛けに応じて提



出された意見書があるのではないかという疑念を抱かざるを得ません。

さらに今回の現役有力区議の逮捕、千代田区役所への家宅搜索という異常事態に区民は衝撃を受け不安に思っている最中です。問題の区議が長年強く開発を推進してきたこと、現在都計審にかかっている複数の案件についても同区議が推進してきたことは、大多数の区民は承知しており、入札談合の件についての逮捕とはいえ、一連の再開発問題と無縁であるとは考えられないと感じていることも確かです。

つきましては、議会として早急に真摯なる調査を実施し、実態を明らかにするとともに、都市計画法第17条2項に基づく意見書のやり直しをしていただきますよう、強く陳情致します。

以上

環境まちづくり委員会 送付 6－9

神田警察通りⅡ期工事に関する陳情

受付年月日 令和 6 年 1 月 3 0 日

陳 情 者 提出者 1 名

神田 野言不通り二期工事に關する陳情

今般の二期工事に關し、治道住民に一度の説明をせ

い、とりおす方が樹木にほられ、議決済みといふ事をふりかざし

町会をこゝから動かして、工事を行はざる、安否に私どもは大に

義憤をかんじます。この区間は私達の克己が大切にすべ

きものである。後世に伝へるべき大切な文化遺産をばと思ふ

よう。戦争で一面焼け野原になり、錦町一帯で、この街路

樹がいづれ、そのあとの復興を見守り、励ましてまゐるもので、ここに

育ち、八十年の並みには変わらうとも、私どもに心をなす、この地を

離れて行くに、方々の郷土、故郷でもあり、ぜひ将来のいめを

そして、いくさん署名を頂き、治道の皆さん、皆さんの声を大切に

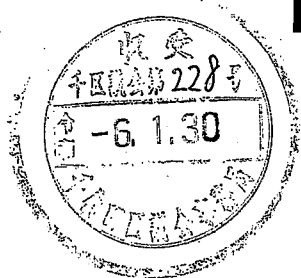
再考し、頂上、要請の強い、四期からの早期の着手を願ふ

住民を全く無視して一部の人間で協議委員会を
作り住民に何の説明もせず物事を決めようという手法に
怒りを覚えるより今日の区議の逮捕という千代田区にとり
前代未聞の件。ぜひ百条委員会を設置しそのすべてを
に情報公開として頂きたい要請を致しませう

令和六年一月二十九日

千代田区議会議員 長

秋谷ミナモト 様



環境まちづくり委員会 送付 6－10

神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書

受付年月日 令和6年1月30日

陳 情 者 提出者 1 名

陳情書 (神田警察通り其期工事の一時中断を求める陳情書)

2024年1月29日

千代田区議会議長

秋谷 こうき 様

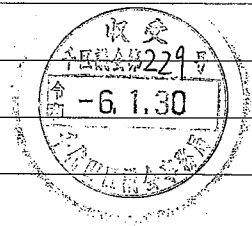
1月25日(令和6年)の環境まちづくり委員会で千代田区ヒートアイランド対策計画改定について取り上げてましたが、正しくイチョウの街路樹の木陰と日なたでは20度違うことは私達が実際に計り検証済みです。

実際車椅子利用者の方々もイチョウの街路樹の木陰を通り暑さを凌いでいると仰っていました。

地球温暖化による気候変動により^{毎年}真夏の暑さは私達健常者にも耐え難く、ましてや車椅子の方は子供と一緒に地面から近い為尚更辛い思いをされています。

SDGsの観点から考えてもイチョウの街路樹の役割は非常に大きく大切にすべき物と考えております。

イチョウを残しての道路整備をして頂きたい切にお願い申し上げます。



環境まちづくり委員会 送付 6－1 1

神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書

受付年月日 令和 6 年 1 月 3 0 日

陳 情 者 提出者 1 名

陳情書（神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書）

2024年1月29日

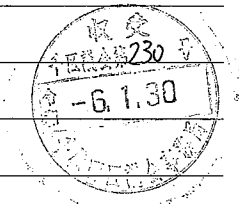
千代田区議会議長

秋谷 こうき 様

以前伐採賛成者と反対者双方で署名活動をしたところ

伐採賛成者の署名は120名、伐採反対者の署名は600名と
大差でありました。

今一度この結果を考慮し再度話し合いの場を設けて頂きたいと
お願い申し上げます。



環境まちづくり委員会 送付 6－1 4

神田警察通り道路整備工事、2期工事の中断と整備内容の変更を求める陳情書

受付年月日 令和6年1月30日

陳情者 提出者 1名

陳情書

2024年1月30日

千代田区議会議長 秋谷こうき 様

「神田警察通り道路整備工事、2期工事の中断と整備内容の変更を求める陳情書」



神田警察通り道路整備2期工事、当該地区の住人です。

再三再四になりますが、当該地区住民（町会員）でありながら「神田警察通り沿道整備推進協議会」並びに「錦町三丁目町会」から「街路樹イチョウの伐採」の知らせも打診もなく、故に「合意形成」など有り得なかった事をさきに記します。

神田警察通り道路整備工事 2期工事に於いて、街路樹イチョウ伐採の「合意（当該地区住民の）が有った」との虚偽の下に議決された、本件工事の無効性を訴えて、2期工事の即時工事中止を求めます。イチョウを残す事を求めます。

合わせて神田警察通り道路整備工事 4期工事・5期工事の、早期・即刻実施を求めて陳情します。

4期工事・5期工事の早期実施については、委員会・協議会に於いて担当部長が「4期工事・5期工事をやる」「同時に2期もやる」と度々御答弁されてますが、実質4期・5期に於いては現在に到るまで何の用意もなされてなかった事が事実として明らかになってます。4期・5期の住民の方からも「至急工事の必要な神田駅寄りの方から先に」と言われ続けているにもかかわらずです。

区は何故ゆえここまで2期工事に執着されるのか、と疑問に思う方は決して少ない数ではありません。

本件議決で（同数の為）最後の一票を投じた議長は、官製談合事件で逮捕された嶋崎元議員です（百条委員会の設置を求めます）。嶋崎氏は神田警察通りでも住民の聞き取りをなさっていたりと（事実と異なる内容を双方に流されていた）とかく、区よりの立ち位置で行動されていた（チェック機構の筈であるのに）というのが自分の認識です。

区長も担当部長も「議会で決まった事」と二年三年と言いつけるのなら、その間に話し合いの機会を設けて、再度検討されれば、ここまで全住民・区民の不利益になる状況と分断は生まれなかったのではないのでしょうか。

イチョウを守りたい住民は各々、昨年秋に町会長含む関係者の方々に手紙を出しております。ですが一人もお返事を下さった方はいらっしゃいませんでした（お立場



もあるやもしれませんが)。

私達は日々、寒暑を遮る等助けになってる歴史有るイチョウを守りたいのであって、徒らに対立したい訳ではありません。

昨年九月にお送りした「手紙」の写しを添えますので、どうぞ気持ちを汲んで頂きますよう、区議の皆さんにおかれましては、区民同士の橋渡しをお願い致したく、重ねて陳情申し上げます。

神田警察通り道路整備2期工事に於いて街路樹イチョウ伐採を伴う工事の即時中止と、神田警察通り道路整備工事 4期工事・5期工事の早期実施・実現を求めます。

前略

突然のお手紙申し訳ございません。

私、三丁目の〇〇〇〇〇〇〇〇です。数年前の神田祭ではお世話になりました。

既にお解りの事と思いますが、昨年から滞ったままの神田警察通りの沿道整備工事についてしたためます。

先日九月七日、区役所で開かれた「第6回神田警察通り周辺まちづくり検討部会」を傍聴致しました。そこで改めて協議会・部会に参加されてらした町会長、皆さんのお気持ちの一端を知る機会を得ました。

当日は4期の委員の方とお話する機会もあり、互いに「神田駅寄りの5期・4期のほうから先に、すぐさまの整備を必要としている方々の希望を優先的に」と交わし、早急に進めて欲しいのは同じ、と再確認致しました。私は、道路を安全に綺麗にすることを望む求む気持ちは双方ともに違いはないと感じております。

ですが、区は私達の気持ちを歪曲し「一本も伐らせないとやっている」と間違った情報を流し続けてます。

私達は昨年からずっと「至急必要と思われる神田駅のほうから工事を、街路樹に関しては4期・5期に関わる方々、お住いの方々でご相談されて、より良い形にして頂ければ」と言い続けております。

私達、2期・3期の住人は、ここの街路樹を守りたいと考えておりますが、4期・5期は、そこで生活されてらっしゃる方々でお考えになられるのが筋だと思っております。

私達住民の願いは歴史有る神田の公孫樹を残す事であって、立場こそ違えど道路工事を速やかに進めて欲しいという思いは一緒ではないかと考えます。

為に、まずは神田駅寄りの道を。安全安心な通行しやすい舗道の、整備を実現させる為にも4期・5期工事の早期の着手を、と切に願っております。

今年に関東大震災100周年です。残された震災イチョウ同様、護持院ヶ原火除け地の記憶を留める「火災に強い公孫樹」は三丁目の錦町の大切な財産です。

△△様、皆様はいかがお考えでしょうか。

私は三丁目に関わる者同士でお話をする、伺う機会を願っております。
お考え頂ければ幸いです。宜しくお願い致します。

令和五年九月吉日

早々

〇〇〇〇〇〇

環境まちづくり委員会 送付 6 - 1 5

神田警察署通りの街路樹を守る会のメンバーに対する仮処分の申し立て件についての
陳情

受付年月日 令和 6 年 2 月 1 9 日

陳 情 者 提出者 1 名

陳情書

2024年2月19日

千代田区議会

議長 秋谷こうき 殿

神田警察署通りの街路樹を守る会のメンバーに対する
仮処分の申し立て件についての陳情



神田警察通りの整備事業Ⅱ期工事区間に存在するイチョウの伐採につき、以下の点を陳情します。

千代田区から、神田警察通りの街路樹を守る会のメンバーに対し、仮処分の申立てがなされており、審理が行われている状況です。

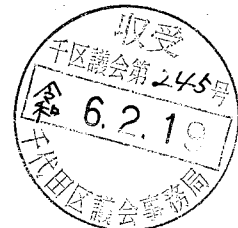
守る会のメンバーとしては、工事を妨害する意図は全くなく、むしろ神田警察通りの整備事業Ⅱ期工事が円滑に進むことを願っています。ただし、既存の街路樹を少しでも守りたいのです。

そこで、既に7本が伐採されたことを前提に、別紙で○印をつけた箇所のうち、「伐採予定」の樹木2本を別の場所に移植し、○印部分に停車帯を設置することを提案した要望書を樋口高頭千代田区長に提出しました。

この要望書に記載した方法であれば、停車帯を設置し、かつ、既存の街路樹の伐採を最小限にすることが可能であると考えています。

千代田区議会においても、本提案をもとに、行政と住民と話し合う場を設けることへのご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

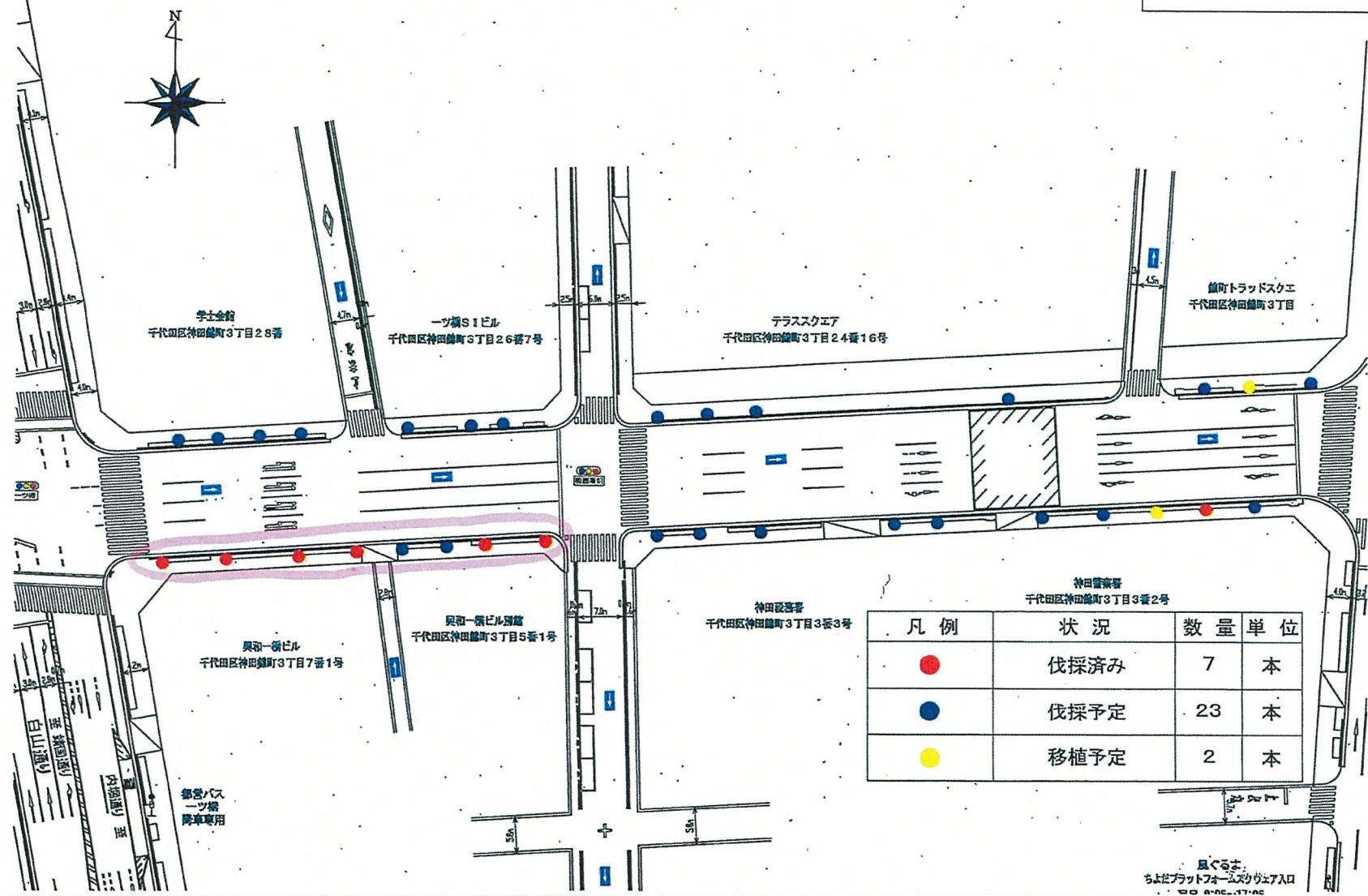
どうぞよろしくお願いいたします。



以上

なお、裁判所に提出済み（一部提出予定）の3名の意見書を添付しますので、議員限りでご覧頂きご参考にして頂きたく存じます。

街路樹状況図



環境まちづくり委員会 送付 6－18

千代田区都市計画審議会における「二番町地区地区計画の変更」の採決の法的問題点
の確認を議会から区に求めている陳情

受付年月日 令和6年3月13日

陳 情 者	提出者	1 名
	署名者	2 名
	計	3 名

2024年3月13日

千代田区議会 議長 秋谷こうき 様

千代田区都市計画審議会における「二番町地区地区計画の変更」の採決の法的問題点の確認を議会から区に求めていただく陳情



理由

2月8日に行われた令和5年度第5回千代田区都市計画審議会における「二番町地区地区計画の変更」の採決の方法と結果についての、法的問題点を法曹資格者によって確認させることを、区議会から担当部署に要請するよう、強く陳情します。

記

1. 千代田区都市計画審議会条例第6条3項(以下、「条例6条3項」といいます。)では、「可否同数のときは、会長の決するところによる」とあるので、条例6条3項に基づく議事の採決は「可否同数」になる可能性がある「二択」でなければならな
いと言えます。従って、「三択」での採決は条例6条3項に基づく議事の採決が行
われたとすることはできず、付議された「二番地区地区計画の変更」が都計審で
「可決」されたということは出来ません。

もし三択で同数の選択肢が2つあり、会長が決することができると考えた場合でも、各選択肢のうちいずれかが「過半数」を超えなければ決することが出来ません。今回は過半数の9票に達した選択肢はなかったので、可決したということは出来ません。

このまま区長が都市計画決定すれば、都計審で可決されていない都市計画決定として、都市計画法19条1項に違反する違法なものになる可能性があります。都市計画法19条1項では、都市計画審議会の「議を経て、都市計画を決定するものとする」と定められているからです。

また、付帯決議が存在せず、付帯決議の文案や骨子すら示されていない段階で「付帯決議付きで可決」と言えるはずもありません。



会長から「採決方法に反対の委員は反対に挙手を」との案内がありました。議案に賛成でも採決方法には反対であれば、反対に挙手となります。

複数の論点を一回の採決で賛否を問うことも常識的にありえません。

2. 以上のような、法的問題点について、複数の千代田区都市計画審議委員、複数の法曹関係者、区民から疑義が呈されており、区の担当者も「法的問題点がある」「数々の疑義が寄せられている」と認識していながら、法曹有資格者ではない、区の総務部法規担当に相談したのみであることが、3月7日の予算特別委員会で明らかになりました。

審議会中にも、環境まちづくり部担当者から、「過半数に達しない可能性のある三択方法は不適當である」という注意発言がありましたが、会長兼議長には取り上げられませんでした。

今後の各種審議会、委員会においても、常識や法律を超えることが許される前例にもなります。都市計画審議会は独立性があるといっても、法的問題点を放置するならば、「法の支配」ではなく「人の支配」によるお手盛りになります。

区議会の皆様におかれましては、区の担当部署に、令和5年度第5回千代田区都市計画審議会の採決の法的問題について、法曹の有資格者に確認を求めることを要請していただきますよう、陳情いたします。

以上

環境まちづくり委員会 送付6-23

異議申し立て中の神田警察通りイチョウ伐採についての陳情書

受付年月日 令和6年4月23日

陳 情 者 提 出 者 1 名

2024 年 4 月 23 日

千代田区議会
議長 秋谷こうき 殿

異議申し立て中の神田警察通りイチョウ伐採についての陳情書

区議の皆様には、日頃より区民の為に尽力いただきありがとうございます。
4 月 9 日の夜から 4 日間、千代田区は神田警察通りの整備事業Ⅱ期工事区間の健全なイチョウ 11 本を伐採しました。

現在、下記のような状況であり、伐採することの正当性に大いに疑問があります。また、工事前から木のそばにいた住民を規制テープでぐるぐる巻いて威嚇する行為は常軌を逸しています。更に、区および事業者は、伐採を急ぐあまり住民のすぐ近くの頭上で伐採を行いました。これは、非常に危険なことです。

区議会の皆様には、伐採に至った経緯や伐採現場で起こった状況をご確認の上、ただちに工事を中止するように区へ働きかけて頂きたい、よろしくお願い致します。

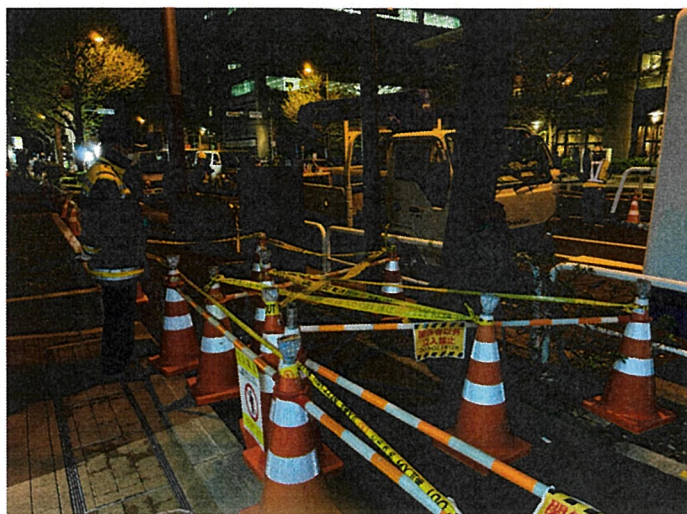
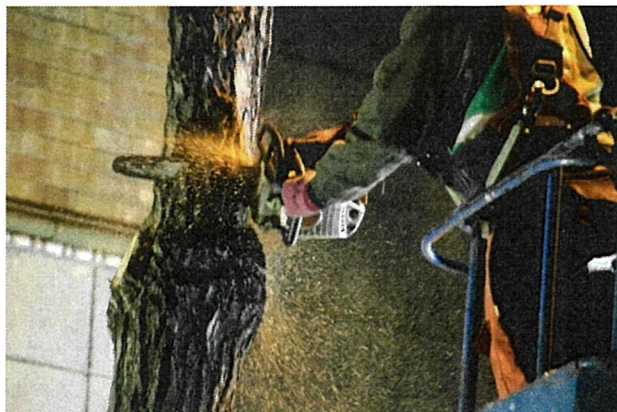
(現在の状況)

1. 住民訴訟中であること
2. 当契約が締結された時の企画総務委員長は逮捕された区議であり、契約の公正性について十分に検証されていないこと
3. 立入禁止の仮処分について住民側が異議申し立て中であること
4. 多くの陳情が審議中であること

以上



添付資料 1



「異議申し立て中の神田警察通りイチョウ伐採についての陳情書」追加資料

2024年4月9日から4日間にわたって伐採が行われましたが、特に4月11日、12日の作業において安全面に懸念があったことについてご説明いたします。

1. 住民の頭上での伐採行為について

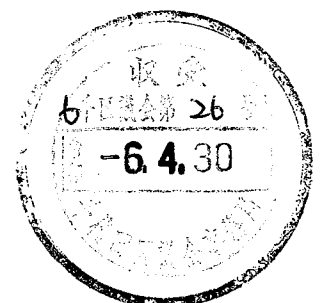
- ・事業者等は、元々、木のそばにいた住民の周りをコーンやテープで囲って作業帯を作り、住民がその作業帯を出たタイミングで伐採を行いました。
- ・作業帯の外ではあるものの、非常に近い距離に住民がいる中で伐採作業を行ってりました。高所作業車のバケットが住民の頭上あたりに来るようなこともありました。
- ・高所作業車のバケットに積んだ材木の下に住民がいたことになります。「土木工事安全施行技術指針」では、移動式クレーン作業中は、吊り荷の落下による危険のある場所への人の立ち入りを禁止しています。実際には、高所作業車のバケットに伐採した木を積んでいましたが、同様に落下の危険がありました。

(写真資料 2 参照)

2. 安全な距離の確保と隔離する方法について

- ・樹木を伐採する作業場所との安全距離について、労働者に関しては「労働安全衛生規則」第四百八十一条に立木の高さの二倍に相当する距離を半径とする円形の内側に入らないように定められています。
- ・今回は道路であって十分な距離を確保することは難しいものの、安全施行を確保するために、どのような施行計画になっていたのでしょうか。労働者ではないものの、住民は伐採された木から 2m 以下という近距離にいました。
- ・伐採時に使用していたチェーンソーは手元に固定されていませんでしたが、落下を防ぐために何かしらの工夫がなされていたのでしょうか。
- ・住民と作業場所の間に大きなネットを使用していましたが、それは安全確保にならないと思われます。伐採した木が倒れたり、チェーンソー等の工具が誤って落下した場合は効果が無いように感じました。ネットとネットの間に隙間がある所もありました。作業場所と人のいる場所は所定の隔離距離が必要なのではないでしょうか。

(写真資料 2, 3 参照)



参考 1) 「土木工事安全施行技術指針」

第 1 章 総則 第 3 節 施行計画

1. 施工計画の作成

(1) 施工計画は、施工条件等を十分に把握したうえで、工程、資機材、労務等の一般的事項のほか、工事の難易度を評価する項目（構造物条件、技術的特性、自然条件、社会的条件、マネジメント特性等）を考慮し、安全施工が確保されるように総合的な視点で作成すること。また、施工計画は、設計図書及び事前調査結果に基づいて検討し、施工方法、工程、安全対策、環境対策等必要な事項について立案すること。

(2) 関係機関等との協議・調整が必要となるような工事では、その協議・調整内容をよく把握し、特に工事の安全確保に留意すること。この場合、当該事項に係わる内容は、一般的に 工程計画の立案に際して制約条件となるので、よく把握すること。特に、都市内工事にあつては、第三者災害防止上の安全確保に十分留意すること。

(3) 現場における組織編成及び業務分担、指揮命令系統が明確なものであること。また、災害等非常時の連絡系統も明記しておくこと。

(4) 作業員は、必要人員を確保するとともに、技術・技能のある人員を確保すること。やむを得ず不足が生じる時は、施工計画、工程計画、施工体制、施工機械等について、対応策を検討すること。

(5) 使用機械設備の計画・選定にあたっては、施工条件、機械の能力及び適応性、現場状況、安全面、環境面等総合的な視点で検討すること。

(6) 工事による作業場所及びその周辺への振動、騒音、水質汚濁、粉じん等を考慮した環境対策を講じること。

(7) 工程は、工事の実施に必要な準備、後片付け期間まで全工期にわたって安全作業を十分考慮するとともに、工事に従事する者の休日、天候その他やむを得ない理由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を十分考慮して作成すること。

第 4 章 機械・装置・設備一般 第 5 節 移動式クレーン作業

8. 立入禁止場所の指定、標識類の設置

(1) 移動式クレーン作業中は、吊り荷の直下のほか、吊り荷の移動範囲内で、吊り荷の落下による危険のある場所への人の立入りを禁止すること。

(2) 立入りを禁止した場所には、看板、標識等を設置し、作業員等に周知させること。

参考 2) 労働安全衛生規則 第八章 伐木作業等における危険の防止

(立入禁止)

第四百八十一条 事業者は、造林、伐木、かかり木の処理、造材又は木寄せの作業（車両系木材伐出機械による作業を除く。以下この章において「造林等の作業」という。）を行っている場所の下方で、伐倒木、玉切材、枯損木等の木材が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのあるところには、労働者を立ち入らせてはならない。

2 事業者は、伐木の作業を行う場合は、伐倒木等が激突することによる危険を防止するため、伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの二倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、他の労働者を立ち入らせてはならない。

3 事業者は、かかり木の処理の作業を行う場合は、かかり木が激突することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるところには、当該かかり木の処理の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならない。

参考 3) チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン

7 チェーンソーを用いて行う伐木の作業

(2) 作業に伴う立入禁止区域及び退避等

ア 安衛則第 481 条を踏まえ、労働者がチェーンソーを用いて伐木の作業（以下「伐木作業」という。）を行う場合には、常に安全な距離を確保すること。

イ 同条第 1 項に基づき、伐倒木等が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのあるところには、労働者を立ち入らせないこと。

ウ 同条第 2 項に基づき、伐木作業を行うときには、伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの 2 倍に相当する距離を半径とする円形の内側に伐倒者以外の労働者が立ち入ることを禁止すること。また、隣接して伐倒作業を行う場合においても、伐倒しようとする立木それぞれの高さの 2.5 倍に相当する距離を半径とする円の内側に伐倒者以外の労働者を立ち入らせないこと。なお、伐倒者以外の労働者が伐倒する労働者に必要な安全指導・支援等を行うことにより、より安全に伐倒作業を行う場合には、当該伐倒者以外の労働者が上記の区域内に立ち入ることを禁止するものではないこと。

エ 安衛則第 477 条第 1 項第 1 号に基づき、事業者は、それぞれの立木について、伐倒者に、伐倒前に伐倒方向の反対側の木の陰などの退避場所及び退避ルートを選定させること。なお、退避ルート上にかん木、枝条等の退避の障害になるものがある場合にはあらかじめ取り除いておくこと。

オ 安衛則第 479 条第 2 項に基づき、事業者は、伐倒者に、伐倒に当たって伐倒の合図をさせ、伐倒者以外の労働者の退避を確認した後でなければ、伐倒させてはならないこと。

カ 伐倒者は、追い口が浮き始めたら、伐倒方向を確認した後、直ちに退避すること。

テラススクエア前

神田税務署前



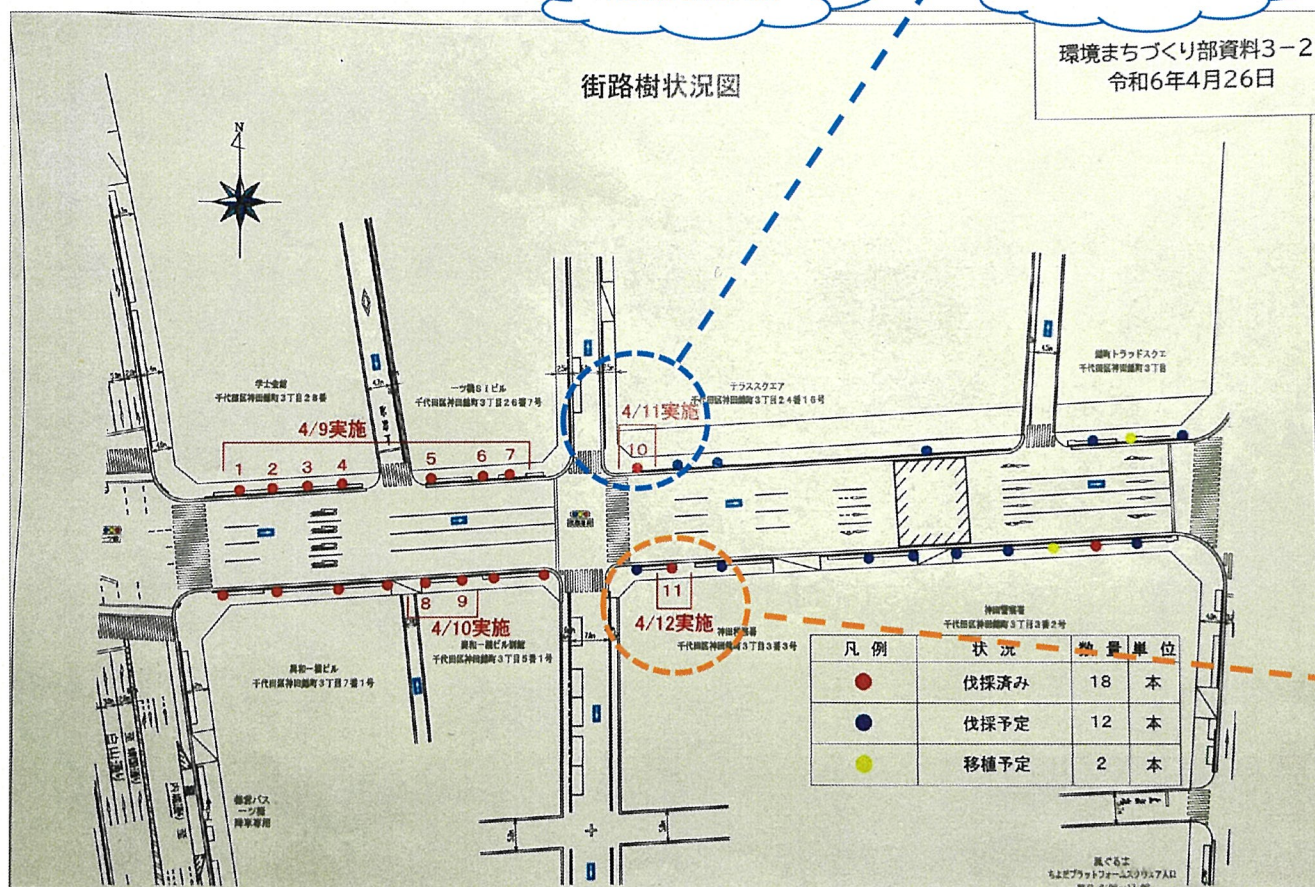
木陰で信号待ちする人

イチョウが織り成す緑蔭



街路樹状況図

環境まちづくり部資料3-2
令和6年4月26日



2024 年 4 月 11 日(木)

テラススクエア前 (4/26 環境まちづくり部資料 3-2 の 10 番の木を伐採)

12 日未明(午前 1 時 30 分頃)、住民が木から離れて 10 分後に伐採を開始

作業帯の外にいた住民が撮影した様子

千代田区 - 神田錦町
4月12日 1:54 編集



高所作業車のバケットが頭上に。
伐採した枝が頭上を通過し、
テラススクエア前の桜にあたり、
桜の花びらが舞っている

2024 年 4 月 12 日(木)

神田税務署前 (4/26 環境まちづくり部資料 3-2 の 11 番の木を伐採)

午後 11 時 15 分頃、住民が木から離れて 20 分後に伐採を開始

作業帯の外にいた住民が撮影した様子



4月12日
23:38

編集



住民たちは税務署の玄関に立っており、木との距離が 2 メートルもない中で伐採が行われた。



ネットでは伐採した木やチェーンソー等の工具が落下しても防げない。また、ネットとネットの間に隙間もあった。



環境まちづくり委員会 送付 6 - 25

千代田区「道路の移動等円滑化の基準」の歩道の有効幅員について、東京都と同様、附則に「やむを得ない場合」の経過措置を設けることを求める陳情

受付年月日 令和 6 年 5 月 23 日

陳 情 者 提 出 者 1 名

令和 6 年 5 月 23 日

千代田区議会議長 秋谷こうき 様

千代田区「道路の移動等円滑化の基準」の歩道の有効幅員について、東京都と同様、
附則に「やむを得ない場合」の経過措置を設けることを求める陳情

区議会議員の皆さまには日頃より区民のために活動され、区民のための政策を提案され実現されていること区民として感謝申し上げます。

さて、陳情の趣旨ですが、千代田区「道路の移動等円滑化の基準」の歩道の有効幅員について東京都と同様、附則に「やむを得ない場合」の経過措置を設けていただくことであります。

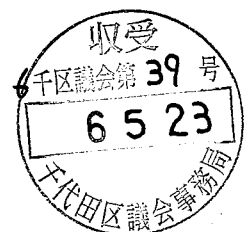
平成 25 年 3 月 8 日の企画総務委員会において、「千代田区道の道路構造等に関する基準を定める条例」の審議が行われましたがその議事録を基に申し上げます。まず、担当課長より大要以下の 3 点について説明がなされています。

- ① 国の法改正に伴い道路管理者である区は国の基準を参酌して条例を定めること
- ② 具体的な道路の幅員等については今回の条例に基づいて規則で定めること
- ③ 移動等円滑化基準についても東京都と同様に国の基準を参酌し定めること

と。(平成 25 年 3 月 8 日の企画総務委員会議事録 117) つまり、区道に関する条例及び規則は国の参酌基準に基づいて東京都と同様に定めていきたいということです。

そして、「道路の移動等円滑化の基準」についてです。

国の参酌基準に基づいて東京都と同様に定めることは変わりません。具体的な歩道の有効幅員については、質疑の中で担当部長が述べています。「バリアフリーの特定道路についてはやむを得ない場合という言い方になって、・・・今回は、基本的にはバリアフリーのいろいろと都心も含めて基準を作っている東京都の基準に合わせて」いますと。(同議事録 156) この「やむを得ない場合」の記述は東京都の「都道における移動等円滑化の基準に関する条例施行規則」の附則(経過措置)の 2 にあります。「市街化の状況やその他の特別な理由によりやむを得ず第三条第一号に規定する有効幅員を有する歩道を設けることができない場合において一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間については当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を 1.5 メートルまで縮小することができる」と。調べてみると国も同様の経過措置規定があります。



千代田区の移動等円滑化の基準（「千代田区道の道路構造等に関する基準を定める条例施行規則」の第3章）にはこの「やむを得ない場合」の経過措置の規定がありません。国の基準を参酌し、また東京都と同様にと説明しながら規定しなかったのはどうしてでしょうか。委員会ではこの参酌するという点について質疑がなされています。そして、委員長は国の基準を参酌するということでもいいですねと執行機関に改めて確認した上で条例の採決に入っており、委員全員賛成で可決成立した意味は大きいと思います。条例の委任を受けて規則を定めるとしながら経過措置規定が入っていないのは大きな瑕疵ではないでしょうか。

そこで、「道路の移動等円滑化の基準」に一日も早く東京都と同様の「やむを得ない場合」の経過措置規定を設けることを要望いたします。

以上、陳情いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

添 付 書 類

1. H25. 3. 8 企画総務委員会の議事録
2. 千代田区道路構造に関する条例施行規則（移動等円滑化の基準）

113:

○戸張委員長 挙げたよね。

賛成全員でございます。よって、本案は賛成全員で可決すべきものと決定しました。

引き続き、議案第21号、千代田区立住宅条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

114:

○戸張委員長 はい。賛成全員でございます。よって、本案は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号、千代田区営住宅条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

115:

○戸張委員長 効率的に行きます。木村正明委員以外は、全員賛成でございます。よって、本案は賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

休憩します。

午後4時08分休憩

午後4時20分再開

116:

○戸張委員長 それでは、委員会を再開いたします。

引き続き、議案の審査に入ります。

議案第23号、千代田区道の道路構造等に関する基準を定める条例の審査に入ります。

説明をお願いします。

117:

○笛木道路公園課長 それでは、A3判のまちづくり推進部資料2に基づき、法改正に伴う千代田区道の道路構造等に関する基準を定める条例の制定について説明させていただきます。

道路の構造等につきましては、これまで道路法や道路構造令、移動等円滑化法等により、全国一律に定められてきましたが、今般の法改正に伴い、道路管理者である地方公共団体が国の基準を参酌して定めることになりました。

条例案全体の構成としましては、1. 道路の構造に関する基準、2. 移動等円滑化のための道路構造基準、3. 道路標識の寸法に関する基準、4. 有料駐車場の標識の設置基準の4項目があり、総則を入れますと、章立てとして5項目、63条の構成となります。

まず初めに、1. 千代田区道の道路構造に関する基準について説明いたします。

これまでは、政令の道路構造令により全国一律に定められていたものです。区条例案では、第3条から第6条まで、34の条文となります。概要は道路の新築や改築時における構造の基準を示すもので、具体的には、道路を構成する歩道や車道の幅、

車線数、舗装などのほか、専門的な数値である設計速度、設計交通量なども含めて定めるものです。そのため、各項目の基本的な考え方については条例で定めるものとし、専門的な数値、規定等は、条例の委任を受け、規則で定めたいと考えています。参考資料として、条例と規則の対照表を添付しております。

また、道路構造は、これまでの長年の経験や研究等により積み重ねてきた部分や、道路は国道・都道など連続的につながる施設であること、また、道路の管理は、道路管理者のほか警察など交通管理者もかかわっていることから、基本的には、これまでどおり国の参酌基準と同様の基準にしたいと考えております。

その中でも、千代田区の特性を踏まえて、国の参酌基準と異なる事項について資料の表に示しましたので、説明させていただきます。

まず、歩道幅員についてですが、国の参酌基準では、歩行者の多い道路は3.5メートル、その他の道路は2メートル以上としています。都の基準では、その他の道路は原則として2メートル以上としています。区の基準としましても、都の基準と同様に、原則として2メートル以上としたいと考えております。

理由としましては、現在、区道の歩道の大部分は2メートル以上を確保しておりますが、一部2メートルを欠ける部分があり、今後の道路改修等においても、地形の状況や敷地状況、交通状況等から歩道拡幅が難しい部分があるため、原則2メートルとしたいと考えております。

次に、縦断勾配についてですが、縦断勾配とは、資料の真ん中の絵の左側に示すように、道路の坂道の勾配のことです。参酌基準では最大12%以下となっており、この数値が大きいほどきつい坂道ということです。都の基準は、国の参酌基準と同じですが、区の基準案では、地形の状況、その他やむを得ない場合は、この限りではないといたしました。

理由としましては、実際に千代田区内の坂道の中で、地形の状況により12%以上の坂道が数箇所あり、今後の道路改修等でも是正することは難しいと考えるからです。

次に横断勾配ですが、これは右の絵に示すとおり、道路を横断面で切った場合とすると、歩道などに水たまりができないようにするためにつける勾配です。国の基準は、歩道は2%を標準としていますが、都の基準は1%を標準とし、やむを得ない場合は2%を標準としています。区でも、都基準と同じで考えています。

理由としましては、現在、都や区では、歩道の舗装は原則として透水性の舗装を採用しています。そのため、1%でも歩道の水たまりができにくく、また、勾配が小さいほうが、車椅子などの横滑りなどを抑えるなど歩行者に優しいことから、1%を標準として定めたいと考えております。

続きまして、2. 道路の移動等円滑化基準、条例案第37条から61条について説明いたします。

移動等円滑化とは、障害者や高齢者等が安全に移動できるよう、道路のバリアフリー基準を定めるものです。対象となる道路は、特定道路と申しまして、平成15年に策定しました千代田区交通バリアフリー基本構想で規定している、駅と公共施設等を結ぶ道路で、区道では約18キロが指定されています。この特定道路は、基本構想に

基づき、歩道の段差解消や勾配の緩和、点字ブロック等の整備を行う道路です。

資料2は、一例として歩道の縦断勾配と横断勾配の基準を載せております。移動等円滑化基準につきましては、高齢者や障害者等が道路によって違和感のないよう、統一された基準が望ましいと考えております。そのため、都と同様に、国の参酌基準と同様に定めていきたいと考えています。

次に、右に行きまして、3. 道路標識の寸法に関する基準です。条例第62条について説明させていただきます。

道路標識には、案内標識、警戒標識、規制標識の3種類があります。また、道路管理者が定めるものと、交通管理者である警察が定めるものがあります。今回、道路法第45条第3項の委任により道路管理者が定めるものは、このうち案内標識と警戒標識であり、その中でも、標識に記載する字の大きさと標識自体の大きさの二つに関するものであります。

例に示すように、平成通りなどの通り名を示す案内標識の文字の大きさと、右の図のような車線数減少などの警戒標識の標識自体の大きさを定めるものです。

表に示すとおり、案内標識の文字の大きさについては、国の参酌基準では、ローマ字にあっては日本語表記の2分の1の値とされていますが、都の基準では、2分の1または3分の2の値としており、3分の2を追加しております。これは字が大きいほうが見やすいためです。なるべく見やすい標識とすることから、区の基準も都と同じ基準にしたいと考えています。

次に、警戒標識の寸法についてです。都の基準では、3分の2まで縮小することができます。例に示すように、主な警戒標識の寸法は45センチ×45センチの寸法ですので、3分の2となると、30センチ×30センチと小さくなります。都心の道路などでは、限られた道路空間を有効に活用するため、小さな標識の必要性がありますので、これについても都の基準と同様に定めたいと考えています。

最後に、4. 有料駐車場の利用に関する標識、条例案第63条について説明いたします。

これは区が道路管理者として道路上に設置する自動車駐車場や自転車駐車場について、利用者にわかりやすい標識を設置することを規定するものです。

表に示すとおり、表示事項としては、駐車料金や駐車できる時間、料金の徴収方法等を表示し、設置場所は利用者の見やすい場所に設置するということを定めるものです。現在、区道上には自動車の駐車場はありませんが、秋葉原に二輪オートバイの駐車場が1カ所、10台ほどあります。

参考にその標識の設置例を載せておりますが、これは国の参酌基準に基づき設置しているものでございます。そのため、当基準につきましても、国及び都と同様の基準で定めたいと考えております。

以上、千代田区道の道路構造等に関する基準を定める条例の制定について説明させていただきました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○戸張委員長 はい。非常にわかりやすい説明でした。ありがとうございました。

質疑ありますか。

118:

- 小林たかや委員 道路構造の基準のところで、ちょっと触れていないところなんですけど、縁石の部分というのはどういう扱いをしているのか教えてください。 119:
- 笛木道路公園課長 縁石につきましても、このたびの条例の中に規定しておりまして、条例では縁石を設けるということで、道路と歩道の間には縁石を設けるということで、そういったことでの条文なんですけども、高さだとか、そういった特に構造的な基準は規則で定めるということで、今ですね…… 120:
- 戸張委員長 いや、縁石はどういうふうに含まれるのかという話だよ。（発言する者あり）うん、そのメーターとか、あるじゃないの。縁石の部分はどのようなはかり方をしているんですかというのが質問。 121:
- 笛木道路公園課長 はかり方ですか。（発言する者あり） 122:
- 戸張委員長 うん。 123:
- 笛木道路公園課長 あ、2メートルに入ります。歩道の場合。（「えっ」と呼ぶ者あり） 124:
- 戸張委員長 2メートルに含むということね。 125:
- 笛木道路公園課長 含むということです。（「縁石は含まれるんだ」と呼ぶ者あり） 126:
- 戸張委員長 含まれる、数字に。 127:
- 笛木道路公園課長 歩道に含まれます。 128:
- 小林たかや委員 縁石。 129:
- 戸張委員長 うん。 130:
- 小林たかや委員 そうすると、縁石によって歩道は狭くなるという解釈でよろしいんですね。 131:
- 戸張委員長 そうしたことだね。 132:

○小林たかや委員 それがいいろいろな問題になっているんですけどね。要するに車椅子、前の……

133:

○戸張委員長 そういうことか。

134:

○小林たかや委員 富士見の話でもあったんですけども、縁石が設置されて、道路幅を2メートルとりたいと。だけど縁石があるおかげで2メートルを切ってしまうというようなところの問題に対しては、今回のこの基準の中では取り上げていないと。全くその部分は考えていないんですか、区は。

135:

○笛木道路公園課長 縁石も歩道に含まれます。それで2メートルということで、最低の基準ということで、それは定めております。今回、2メートル以上ということで、実際には、区道の歩道の設置してあるところでは、2メートルというのは、今、改修時はできるだけ広くとるようにしております。（発言する者あり）

136:

○戸張委員長 いい。
副委員長。

137:

○小枝副委員長 この問題、非常にわかりにくいんですけども、この道路構造の国の参酌基準がそもそも2メートル以上というふうになっていて、もともとそうだったわけですね。ということは、千代田区に先ほどの理由でそれがとれないところもあるので、原則としてというのを入れたというんですけど、これから向かう社会というのは、歩道を充実させていきたいと思いますという方向に行くのであれば、「原則として」なんて入れないで、2メートル以上としておいて、既存不適格じゃないですけど、課題があるところもありますよねとしておいたほうが未来が見えてくると思うんですけど、何でわざわざそんな緩和的な表現を入れねばならないのかというのは、ちょっと理解しづらいなと。

138:

○戸張委員長 京都にしかないよな。

139:

○小枝副委員長 うん。だって、今まで国の参酌基準どおりだったわけでしょ、一律。それを今度は……

140:

○小林たかや委員 緩和しちゃったんだ。

141:

○小枝副委員長 条例にしましょうねという地方分権の考え方で、地方分権にした途端に「原則として」と入れるというのは、どういう発想なのかなと聞いていて思いま

142:

したが……

○戸張委員長 さっきの説明では、もう既存で、もうそれこそいわゆる改修できない
ようなところがあるから、原則としてという言葉を使ったという説明をしたと思うん
だけど。それに対しての…… 143:

○小枝副委員長 うん。だから、それは…… 144:

○戸張委員長 それを踏まえての質問。 145:

○小枝副委員長 既存不適格に置いておくことだってできるんじゃないかな。そうい
かないんですかね、条例だと。（発言する者あり）うん。 146:

○小山都市基盤整備担当部長 ここのご説明の資料には原則と書いてしまっているん
ですが、条文では原則とは書いてございません。（発言する者あり）したがいまし
て…… 147:

○小枝副委員長 そうなの。 148:

○小山都市基盤整備担当部長 そういう場合もあるということを言いたくて、そうい
う資料になっていますけれども…… 149:

○小枝副委員長 ああ。 150:

○小山都市基盤整備担当部長 副委員長あるいは小林たかや委員もおっしゃるよう
に、都心であっても、この歩道空間というのは非常に今重要な空間ですので、（発言
する者あり）はい、そういうものは確保していこうということは基本的にあります。
そういう意味で、今までの国の基準、あるいは都の基準もそういう形になっているの
で、今回は原則としてという言い方ではなくて、今までどおり、2メートル以上は最
大限確保していきましよう。さらに、道路の状況によっては歩道を広げる努力をし
てまいりますというふうに担当課長のほうがご説明させていただいていますので、よ
ろしく願いを申し上げ…… 151:

○戸張委員長 ちょっと待って。 152:

○笛木道路公園課長 すみません、道路公園課長。 153:

154:

○戸張委員長 ちょっと休憩します。

午後4時35分休憩

午後4時37分再開

155:

○戸張委員長 それでは、再開します。

じゃあ、今の件に関して再答弁してください。

156:

○小山都市基盤整備担当部長 失礼しました。もう一度ご質問にお答えをさせていただきます。

新旧対照表の7ページには、先ほどご説明した基本的な道路構造の基準についての条例並びに条例とセットになっている規則がございます。そこでは、先ほど課長が申し上げた——この資料どおりですが、原則としてということで書かせていただいております。国のほうは、原則という言い方はないようなんですが、東京都のほうで原則という今回条文をつくっておりますので、それに合わせた形で同じ書き方をさせていただいたという事実はございます。

それから、私が申し上げたのは、27ページかな、失礼しました。14ページの中段に、歩道の有効幅員というのを、これはバリアフリー基準のほうで書いてございます。こちらのほうでは、よりバリアフリーの特定道路についてはそういう書き方ではなくて、やむを得ない場合という言い方になって、若干、先ほどの説明とそごがちょっとございましたけれども、今回は、基本的にはバリアフリーの、いろいろと都心も含めて基準をつくっている、東京都の基準に合わせて、そういう表現をさせていただいているという形でございます。したがって、先ほどのご質問である原則という部分については、あくまでも都と23区の一つの書き方ということで、統一させていただいたということでございます。

157:

○戸張委員長 はい。ちょっと参酌しているということで、間違いはないということですね、これね。

158:

○小山都市基盤整備担当部長 はい。

159:

○戸張委員長 はい。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

160:

○戸張委員長 いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○戸張委員長 それでは、議案第23号、千代田区道の道路構造等に関する基準を定める条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○戸張委員長 はい。賛成全員でございます。よって、本案は可決すべきものと決定いたしました。

次の議案第24、25号については、一括して説明してもらいたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○戸張委員長 はい。それでは、議案第24号、25号についての説明をお願いいたします。

○佐藤まちづくり総務課長 それでは、議案第24号、道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例、議案第25号、公共溝渠管理条例の一部を改正する条例につきまして、まちづくり推進部資料3に基づきましてご説明させていただきます。

まず、道路占用料等の改正でございます。今回、裏表の資料と、席上に参考資料という形で、23区実勢固定資産税評価——道路価格でございます——棒グラフのような資料、この参考資料につきましては、他区の情報等も入っておりますので、誠に申しわけありません、委員のみの配付にさせていただいております。ご了承をお願いいたします。

それでは、資料に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、改正の理由でございますが、道路占用料等は、固定資産税評価替えに伴い、合わせまして、3年ごとに額の改定を行っております。昨年（24年）、固定資産税の評価替えがありましたので、今回改定するものでございます。

その下の表は、実勢固定資産税評価額における1平方メートル当たりの道路価格でございます。21年度に比べまして、千代田区では約9.1万円、23%ぐらいの減、23区平均でも約8万円、18%の減となっておりますが、本来の占用料とはいまだ乖離があるため、今回増額の改定を行うものでございます。

2番、改正内容でございますが、すみません、次の議案のほうの都市公園条例までちょっと書かせていただいておりますけども、（１）、（２）のそれぞれの条例で規定します道路占用料、公共溝渠使用料につきまして、1.33倍、これは国交省通達も踏まえまして、前年度の1.1倍、いわゆる激変緩和措置がありまして、これを限度に3年分ということで、3乗して1.33倍でございます。これを上限に改定するものでございます。

次に、道路占用料につきまして、これまでの改定の経緯を含めまして、ご説明させていただきます。

まず、道路占用料の計算方法でございます。道路占用料は、道路価格に使用料率、占用面積、修正率を掛けて求めるのが基本となっております。使用料率、修正率は、

改正

令和2年10月16日規則第46号

千代田区道の道路構造等に関する基準を定める条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 道路構造の基準（第3条—第26条）

第3章 道路の移動等円滑化の基準 ※第3章以下のみ抜粋

第1節 歩道等（第27条—第32条）

第2節 立体横断施設（第33条—第37条）

第3節 乗合自動車停留所（第38条）

第4節 自動車駐車場（第39条—第44条）

第4章 標識に関する基準（第45条）

附則

第3章 道路の移動等円滑化の基準

第1節 歩道等

（有効幅員）

第27条 条例第39条に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 歩道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては2メートル以上とするものとする。
- （2） 自転車歩行者道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3メートル以上とするものとする。

（勾配）

第28条 条例第41条に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- （2） 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、条例第40条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得

ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

(歩道等と車道等の分離)

第29条 条例第42条第2項に規定する規則で定める基準は、15センチメートルとすることとする。

(高さ)

第30条 条例第43条に規定する規則で定める基準は、5センチメートルを標準とすることとする。

2 歩道等（縁石の部分を除く。）の車道等に対する高さは、乗合自動車の停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。

(横断歩道に接続する歩道等の部分)

第31条 条例第44条第2項に規定する規則で定める基準は、歩道等の部分の縁端を車道等の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートルを標準とする。ただし、視覚障害者誘導用ブロックの設置等により、視覚障害者の安全な通行が確保できる場合は、当該段差を2センチメートル未満にすることができる。

(車両乗入れ部)

第32条 第27条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち第28条第2号の規定による基準を満たす部分の有効幅員の基準は、2メートル以上とするものとする。

第2節 立体横断施設

(エレベーター)

第33条 条例第46条に規定するエレベーターの構造に係る規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) かごの内法幅は、1.5メートル以上とし、内法奥行きは、1.5メートル以上とすること。
- (2) 前号の規定にかかわらず、かごの出入口が複数あるエレベーターで、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあっては、内法幅は、1.4メートル以上とし、内法奥行きは、1.35メートル以上とすること。
- (3) かご及び昇降路の出入口の有効幅は、第1号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては90センチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては80センチメートル以上とすること。
- (4) かご内に車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第2号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては、この限りでない。

- (5) かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものをはめ込むことにより、かご外からかご内が視覚的に確認できる構造とすること。
- (6) かご内に手すり、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置並びにかごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- (7) かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。
- (8) かご内及び乗降口には、車いす使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。
- (9) かご内及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により容易に操作できる構造とすること。
- (10) 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅は、1.5メートル以上とし、有効奥行きは、1.5メートル以上とすること。
- (11) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着するかごの昇降の方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸の開扉時にかごの昇降の方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。

(傾斜路)

第34条 条例第46条に規定する傾斜路の構造に係る規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、1メートル以上とすることができる。
- (2) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
- (3) 横断勾配は、設けないこと。
- (4) 二段式の手すりを両側に設けること。
- (5) 手すり端部の付近には、傾斜路の通じる場所を示す点字を貼り付けること。
- (6) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、排水性の高い仕上げとすること。
- (7) 傾斜路の勾配部分は、接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとする。
- (8) 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、当該傾斜路の側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (9) 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下である場合であって、当該歩道等の

部分への進入を防ぐため必要があるときは、柵その他これに類する工作物を設けること。

- (10) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。

(エスカレーター)

第35条 条例第46条に規定するエスカレーターの構造に係る規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 上昇専用のものと下降専用のものとをそれぞれ設置すること。
- (2) 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。
- (4) 踏み段の端部と当該踏み段の端部の周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。
- (5) くし板の端部と踏み段との色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。
- (6) エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。
- (7) 踏み段の有効幅は、1メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合は、60センチメートル以上とすることができる。

(通路)

第36条 条例第46条に規定する通路の構造に係る規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とし、当該通路における高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めること。
- (2) 縦断勾配及び横断勾配は、設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合は、この限りでない。
- (3) 二段式の手すりを両側に設けること。
- (4) 手すりの端部の付近及び要所には、歩行者の現在の位置、通路の通じる場所等を示す点字を貼り付けること。
- (5) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、排水性の高い仕上げとすること。
- (6) 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(階段)

第37条 条例第46条に規定する階段の構造に係る規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 有効幅員は、1.5メートル以上とすること。
- (2) 二段式の手すりを両側に設けること。
- (3) 手すりの端部の付近及び要所には、歩行者の現在の位置、通路の通じる場所等を示す点字を貼り付けること。
- (4) 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (5) 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、排水性の高い仕上げとすること。
- (6) 路面の端部と当該踏面の端部の周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
- (7) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- (8) 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (9) 階段の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下である場合であって、当該歩道等の部分への進入を防ぐため必要があるときは、柵その他これに類する工作物を設けること。
- (10) 階段の高さが3メートルを超える場合は、当該階段の途中に踊場を設けること。
- (11) 踊場の踏み幅は、直階段の場合にあつては、1.2メートル以上とし、その他の場合にあつては当該階段の幅員の値以上とすること。

第3節 乗合自動車停留所

(歩道等の車道等に対する高さ)

第38条 条例第47条に規定する規則で定める基準は、15センチメートルを標準とすることとする。

第4節 自動車駐車場

(障害者用駐車施設)

第39条 条例第49条第2項に規定する障害者用駐車施設の数に係る規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 自動車駐車場の駐車台数が200以下の場合 当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上
- (2) 自動車駐車場の駐車台数が200を超える場合 当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上

2 条例第49条第2項に規定する障害者用駐車施設の構造に係る規則で定める基準は、次の各号に

掲げるとおりとする。

- (1) 当該障害者用駐車施設へ通じる歩行者の出入口からの距離が可能な限り短くなる位置に設けること。
- (2) 有効幅は、3.5メートル以上とすること。
- (3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(障害者用停車施設)

第40条 条例第50条第2項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 障害者用停車施設へ通じる歩行者の出入口からの距離が可能な限り短くなる位置に設けること。
- (2) 車両への乗降の用に供する部分の有効幅を1.5メートル以上とし、有効奥行きを1.5メートル以上とする等、障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。
- (3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(歩行者の出入口)

第41条 条例第51条に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、自動車駐車場の場外へ通じる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口の有効幅は、1.2メートル以上とする。
- (2) 戸を設ける場合における当該戸は、前号の規定により有効幅を1.2メートル以上とする出入口のうち1以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあつては車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- (3) 車いす使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(通路)

第42条 条例第52条に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。
- (2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。
- (3) 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。

(エレベーター)

第43条 条例第53条第1項に規定する規則で定める基準は、自動車駐車場の場外へ通じる歩行者の出入口が設けられていない階（障害者用駐車施設が設けられている階に限る。）に停止するエレベーターとすることとする。

2 前項のエレベーターのうち1以上のエレベーターは、条例第52条に規定する出入口に近接して

設けるものとする。

3 第33条第1号から第4号までの規定は、第1項のエレベーター（前項のエレベーターを除く。）について準用する。

4 第33条の規定は、第2項のエレベーターについて準用する。

（便所）

第44条 条例第57条に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1） 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。

（2） 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。

（3） 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。

（4） 前号の規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。

2 前項に規定する便所を設ける場合は、当該便所のうち1以上の便所の構造は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合することとする。

（1） 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房を設けること。

（2） 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

3 前項第1号に規定する便房を設ける便所は、次に定める構造とするものとする。

（1） 条例第52条に規定する通路と当該便所との間に設ける通路のうち1以上の通路は、第42条各号に定める構造とすること。

（2） 出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

（3） 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。

（4） 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。

（5） 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

（6） 車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

4 第2項第1号に規定する便房は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
 - (2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。
 - (3) 腰掛便座及び手すりを設けること。
 - (4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。
- 5 第3項第2号、第5号及び第6号の規定は、前項の便房について準用する。
- 6 第3項第1号から第3号まで、第5号及び第6号並びに第4項第2号から第4号までの規定は、第2項第2号の便所について準用する。この場合において、第4項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

第4章 標識に関する基準

(道路標識の寸法)

第45条 条例第62条の規定により規則で定める道路標識の寸法は、別表に定めるところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年10月16日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

環境まちづくり委員会 送付 6 - 26

都市計画審議会による「二番町地区地区計画の変更」の附帯決議の優先事項の
確認と、実効性ある実施を議会から区に求めていただく陳情

受付年月日 令和 6 年 6 月 6 日

陳 情 者 提 出 者 1 名

2024年6月6日

千代田区議会 議長 秋谷こうき 様

都市計画審議会による「二番町地区地区計画の変更」の附帯決議の
優先事項の確認と、実効性ある実施を議会から区に求めていただく陳情

陳情者：

陳情者住所：

千代田区

「二番町地区地区計画変更」が行われた場合、令和6年3月26日、都市計画審議会が同変更について決議した附帯決議については「前提となること・建ててからでは修正不可能となる以下優先事項」から取りかかるよう、議会から執行機関に要請していただきたく、陳情いたします。

優先すべき項目は以下です。

- ① 「地区計画の決定事項である高さや容積率はそれぞれその上限を定めたものであり、事業者が地区の要望を受け止めて上限に対してゆとりを持った計画内容とすることを妨げるものではないので、今後の建築物の設計段階においてその可能性について事業者と十分に協議すること。」
- ② 「事業の具体化に当たっては、地区内の融和に向けて事業者・関係住民・関係機関（3月26日の都市計画審議会でも、具体的には、教育機関を指すと説明された）などとともに真摯な努力を重ねること。」
- ③ 「全ての関係者がこの問題に関し前向きに話し合える場づくりに協力すること」

以上のうち、特に①については、就業者数が何千人、来訪者を含めると1万人にもなる恐れがあり、交通量、風量、公共交通機関・緊急車両への影響を試算し、上限の中での適正な高さや容積率の割り出しが求められます。都市計画審議会の専門家からも「高さ80mは所与ではない、容積率700%を認めたということではない」と発言されています。

5月24日の環境まちづくり委員会では区側から、環境への影響調査の計画はなく、「広場の使い方」、「入居テナントの要望」を聞くとか、話し合いの場には市ヶ谷周辺関係者も含むとの答弁がありました。まず話し合うべき課題は①です。同時に、②③は計画提案者である区、事業者、懸念を示した関係者の三者で構成することを強く要望いたします。

今回の地区計画変更の意見書では住環境の変化への懸念が最大の論点であり、住民の分断の要因でもありました。商業地域である市ヶ谷周辺を含むことは二番町問題の意見対立、地域分断の再燃にもつながります。

尚、「日本テレビ通り全体のまちづくり方針の早期策定」は「なお書き」であり主要事項ではありません。また、エリアマネジメント事業は、「地区計画によって確保された地区施設の管理運営」についてのことあり、「日本テレビ通り全体」に関わるものではないことの確認をお願いします。秋葉原、日比谷などのエリアマネジメント事業先行地区と二番町周辺はまったく事情・争点が異なります。

都市計画審議会が附帯決議で千代田区に要請している事項を、執行機関がその精神・背景を正しく理解し、優先事項を確認し実効性ある実施をするよう、執行機関に強く求めるよう、陳情いたします。

以上



環境まちづくり委員会 送付 6 - 29

神田警察通り沿道整備推進協議会の委員を多様性と男女共同参画の
視点から早急に見直すことを求める陳情

受付年月日 令和 6 年 7 月 4 日

陳 情 者 提 出 者 5 名

2024年7月4日

陳 情 書

千代田区議会議長
秋谷 こうき 様

代表

住所
氏名
連絡先

住所
氏名
連絡先

住所
氏名
連絡先

住所
氏名
連絡先

住所
氏名
連絡先

神田警察通り沿道整備推進協議会の委員を多様性と

男女共同参画の視点から早急に見直すことを求める陳情

今年の夏も異常気象は確実に進み、大きく健全に育った街路樹(イチョウ)が果たす役割は、5年前、10年前とは状況が大きく異なり、地球温暖化を防ぐために多大な貢献をしています。

区民・住民が対話を拒否されて、いつ伐採に来るのか予定が示されないため、土日も祭日もなく深夜までイチョウに寄り添って貴重な都心の緑をこれ以上減らさないよう守っています。このような状態に通りがかりの人たちが「がんばってくださいね」と声をかけて通り過ぎて行きます。Xで知らせてくださる人も増え、イチョウを守ることへの賛同者署名は1万7千人を超えました。訪ねてくる方もいます。環境まちづくり部はこのような状態をご存知でしょうか。そして議員の皆さまは下記のことを理解しているのでしょうか。

神田警察通り沿道整備推進協議会は、今の時代にそぐわないメンバー構成となっています。委員は沿道の町会長、区役所まちづくり関係の課長、(区から補助金が出ている)観光協会等、



男性ばかりで、女性や障がい者、公募区民は皆無です。多様性もなくジェンダーの視点にも欠けています。その方々が住民代表として協議し、Ⅱ期工事はイチョウを伐採して小さな陽光桜に植え替えると決定してしまいました。勿論、近隣女性は誰一人委員になっていません。

議員は「例規集」をお持ちだと思います。そこに記載されているのは、千代田区附属機関等の設置及び運営並びに会議等の公開に関する基準、第5条委員の選任、(2)男女の構成比率は片方の性が4割をきらないようにと明記されています。また、区の「第6次ジェンダー平等推進行動計画」の目標にも掲げられています。「Ⅲ期から見直す」と前環境まちづくり部長は述べられましたが遅すぎます。Ⅱ期から早急に見直すべきではありませんか。

「神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事」そのものに私たちは反対していません。協議会を見直し、多様な視点をもつ新委員のもとで現在の状況に即したイチョウを残した整備をし、区民・住民が夜を徹して毎夜イチョウに寄り添うという異常事態の一日も早い解消を図るよう求めます。

環境まちづくり委員会 送付 6－33

自転車道と歩道拡幅工事について 4 期、5 期を早期に開始して下さい。

受付年月日 令和 6 年 8 月 1 日

陳 情 者 提 出 者 1 名

陳 情 書

令和 6 (2024) 年 8 月 / 日

千代田区議会議長 秋谷こうき 様

件名 自転車道 と歩道拡幅工事について4期、5期 を早期に開始して下さい。

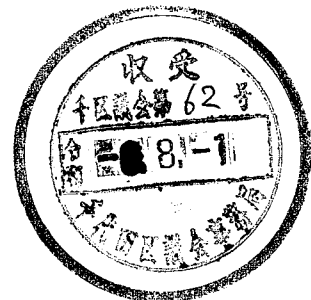
陳情者



理由

現在、歩道拡幅工事が進められている神田警察通りにつき、自転車道確保と歩道拡幅の4期、5期を早急に進めて戴きたくここに陳情致します。

以上



環境まちづくり委員会 送付 6－38

二番町地区計画附帯決議の実行についての陳情

受付年月日 令和 6 年 10 月 2 日

陳 情 者 提 出 者 1 名

2024 年 10 月 2 日

千代田区議会 議長 秋谷こうき 様

件名: 二番町地区計画 附帯決議の実行についての陳情

陳情者: [REDACTED]

陳情者住所: [REDACTED]

千代田区民の声を届ける会は、2024年10月2日、千代田区長宛てに、以下内容の要望書を提出いたしました。

【樋口高顕千代田区長宛要望書 提出者: 千代田区民の声を届ける会】

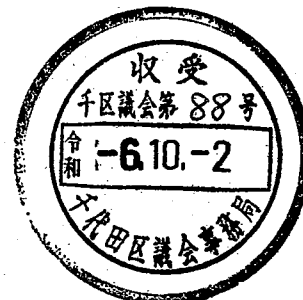
樋口高顕千代田区長におかれましては、二番町地区地区計画変更についての都市計画審議会の附帯決議に従い、

- ① 住民の意見を取り入れる場を設定すること
- ② 話し合いの場は、地区計画変更に反対していた区民を排除しない「前向きな場」とすること
- ③ 建物の高さ 80 メートル、容積率 700% は上限であることを念頭に、設計についても日テレを含めてその場で話し合うこと
- ④ 話し合いの場は公開で行い、適宜都市計画審議会と区議会に、区から状況報告すること

の 4 点の実施を要望いたします。

以上

千代田区議会としても、この区長宛の要望書の内容が実行され、都市計画審議会の附帯決議に基づき近隣住民の合意が得られよう、進捗状況を適宜ご確認いただきたく、陳情いたします。



以上

環境まちづくり委員会 送付 6－39

「二番町地区地区計画の変更」の附帯決議の「全ての関係者が」
話し合える場づくりの開催を求める陳情

受付年月日 令和 6 年 10 月 8 日

陳 情 者 提 出 者 1 名

千代田区議会議員
秋谷 こうき殿

2024 年 10 月 8 日

「二番町地区地区計画の変更」の附帯決議の

「全ての関係者が」話し合える場づくりの開催を求める陳情

陳情者：

住 所：

連絡先：

令和 6 年 3 月 26 日、都市計画審議会では「二番町地区地区計画変更」が行われる場合、区行政は「すべての関係者がこの問題に関し前向きに話し合える場づくりに協力すること」という附帯決議事項が添えられました。その「話し合える場」には一部の関係者だけによるものではなく、誰も排除することなく開催されることを求めます。

理由は、以下の通りです。

令和 5 年 6 月以降、区議会環境まちづくり委員会で、二番町の再開発に関する継続審議案件が 24 件あります。そのうち「民意の把握、住民間の調整、住民・事業者の意見聴取・意見募集・説明会や公聴会の開催」等を求める陳情が 10 件以上ありましたが、全く進捗がありません。今回も「すべての関係者がこの問題に関し話し合える場」が開催されないまま進むのではないかと不安に思っています。

附帯決議にある「前向きに話し合える場」は地区住民を二分するような事態を解消する、地区内の融和に向けたものとなるべきです。「前向きに話し合える場」は参加者が選別されることなく、特に近隣住民は誰でも参加できるものになるよう切にお願いいたします。

また、区議の皆様には時間と労力をおかけして大変恐縮でございますが、審議・決議に当たっては会派で意見を取りまとめるのではなく、一つ一つの案件に対し、様々な観点から慎重に議論を重ね採決して頂くことを望みます。

以上



環境まちづくり委員会 送付6-41

神田警察通りの街路樹に関わる経緯の再整理と代替案を提案する陳情

受付年月日 令和6年10月16日

陳 情 者 提 出 者 1 名

陳 情 書

令和 6 年 10 月 16 日

千代田区議会議長 秋谷こうき 様

神田警察通りの街路樹に関わる経緯の再整理と代替案を提案する陳情



神田警察通りの街路樹の問題が顕在化してから、8 年経過しております。
ここで、改めて双方が折り合える提案をし、平和的に解決することを目指していきたいと考えております。

1. これまでの経緯について(要点)

- 2021 年(令和 3 年)12 月にイチヨウ伐採を知る
私たちは、工事看板等で二期工事のイチヨウ伐採を初めて知りました。その後、私たちは道路整備工事には賛成することを前提として、イチヨウを残しての道路整備工事が実施されるように住民への説明や話し合いを求めて、現在まで区議会や区長に陳情書を提出してきました。
- 2022 年 7 月 7 日工事中断
4 月 27 日の深夜に 4 本のイチヨウが伐採されましたが、7 月 7 日、区と協議を行った結果、説明会を実施した上で工事の再開を通知するものとの約束により、区による道路の試掘や測定は中止されました。
- 2023 年 2 月 6 日
突如、前触れもなく 2 月 6 日の未明に 4 本のイチヨウが伐採されました。そして、現在に至るまで、何の通知も説明もなく工事の強行が続いております。

2. 私たちの主張

- 住民参加の地方自治のあり方の検討
1 期工事では、議会で可決され、予算・工事契約を締結し、工事が開始された後でも計画の変更が行われました。今回についても、そのような計画変更を行うことは可能と思われますが、如何でしょうか？計画が立てられたのは、10 年前でした。10 年前に比べると、人口、交通量、モビリティなどの需要が今日は大きく変わりました。
オリンピックも終わり、コロナも乗り越えてきた現在の状況に寄り添い、先を見通した内容にして、緑豊かで季節を感じられる。ウォーカブルな街の実現を希望しております。



3. 代替案の提示とそのポイント

- 代替案は、慶応義塾大学のホルヘ・アルマザン准教授によるもので、東京地方裁判所へ意見書として提出しました。
- 二期区間では、停車帯を設けることで、2.0mの有効幅員に 30 cmほど足りない所が何ヶ所か生じてしまうこととなった。行者通行空間と自転車通行空間を区別しない代替案では、全幅 6.0mの共有空間を作ることが可能となり、イチヨウを伐採せずに歩道の拡幅が可能となります。
- ガードレールおよびガードレール脇の植樹帯を廃止し、歩道の中に植樹帯およびベンチを設置する。安全のために必要な場合は、ボラード(車止め)を設置する。
- A案: 銀杏+ベンチ(図 1,2 参照)
既存の銀杏の下に、ベンチを置く。シンプルで開放的な空間を楽しめる道となる。
- B案: イチヨウ+桜+季節の植物(図 3, 4, 5 参照)
銀杏を残したまま、ヨウコウザクラや季節ごとの花を植えることで、歩行者が一年中楽しめる道となる。

以上が新しい発想で問題を解決することを目指し設計したものです。地域の事情に鑑み個性ある道を作ること、国交省の道路指針にも示されております。当初案に固執することなく、多くの方が受け入れられる案を創造的に模索して下さるようお願いをいたします。

図一1 A 案

「全面舗装」 神田税務署前の歩道から東へのパース：現状(上) 区のア案、A案(右下)



現状



区のア案



A案

図一3 B 案

「四季の道」 神田税務署前の歩道から東へのパース:現状(上) 区の家(左下) 、B 案(右下)



現状



区の家



B案

図一4 B 案

「四季の道」 春の風景 税務署前の交差点から東へのパース



図一5 B案

「四季の道」春の風景（上） 秋の風景（下） 花壇やベンチの様々な形、各季節に咲く植物による多様性がある空間



環境まちづくり委員会 送付7-5

二番町計画の附帯決議に基づく適切な「前向きな話し合いの場」をお願いする陳情

受付年月日 令和7年2月6日

陳 情 者 提 出 者 1 名

2025 年 2 月 6 日

千代田区議会 議長 秋谷こうき 様

二番町計画の附帯決議に基づく適切な「前向きな話し合いの場」をお願いする陳情



令和 7 年 1 月 12 日に、各方面のご尽力により、番町次世代シンポジウムが行われましたが、募集時点でも、当日も区から「二番町再開発」そのものや「附帯決議」についての説明がなく、趣旨が不明確なまま実施されました。

二番町計画についての知識、正しい理解がない参加者に、番町という広い範囲に「あったらいい」「こうなったらいい」のアイデアを聞くもので、それらの環境負荷を考察することなしに、一部を二番町計画に取り込む趣旨の会でした。

また、住民の希望者が誰でも参加できるものではありませんでした。
これは「附帯決議」に沿った「前向きな話し合いの場」ではないと考えられます。

昨年 12 月の、誰でも参加できた千声会主催の区による説明会のアンケートでは、「区の説明が不十分で再開発に納得できない」との数字が過半数を超えていました。

まず区が住民に「再開発の内容・附帯決議・現時点での環境調査等」について説明した上で、区が地区の二分の原因となっている懸念事項を聞いたり、対応策を考える場を設けることが分断の解消につながる「前向きな話し合いの場」になると考えられます。

そうした場が何回でも持たれ、根気よく地区の融和を図る努力がなされることを、議会から執行機関に要請下さるよう心からお願い申し上げます。

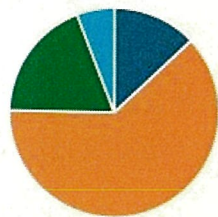
参考：千声会主催「区からの説明会」アンケート結果



千声会主催「区役所の二番町地区計画説明会」後のアンケート結果

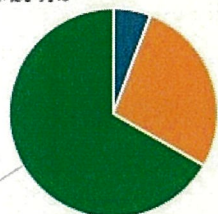
4. 二番町の変更後地区計画について

■ 納得している	13.0%
■ していない／反対だ	62.3%
■ どちらでもない	18.8%
■ その他	5.8%



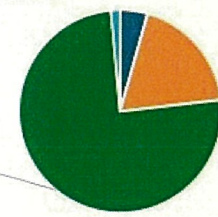
5. 二番町の地区計画変更は、事前に十分な説明があったと思う？

■ はい、思います	5.8%
■ 多少の説明はあった	27.5%
■ 十分だったと思わない	66.7%



6. 同地区計画変更の決め方は、公正で透明性があったと思う？

■ はい、思います	4.3%
■ 最低限の公正さと透明性があった	18.8%
■ 思えない／あまり思えない	75.4%
■ その他	1.4%



2024 年 12 月 17 日、当会は今年 7 月に決定した二番町地区の新たな地区計画につき、千代田区役所の環境まちづくり部をお招きし、説明会を開催しました。

説明会には周辺住民を中心に 100 名もの人々が出席し、

- ・二番町の日テレ本社跡地の新ビルの高さ制限を 60m から 80m に引き上げ、
- ・同ビルの容積率上限を 470%から 700%に増やし、
- ・同敷地内に 2500 平方メートルの広場を設置する、

等の内容からなる、同地区計画への関心の高さがうかがわれました。

説明会では、まず区役所による二番町地区計画の説明がなされ、続いて会場参加者からの質疑応答を行いました。100 名の参加者からの熱心な質問が途切れることはなく、質疑は 1 時間半を超えて予定時刻を大幅に過ぎ、時間切れで終了しました。

説明会后、参加者から回収したアンケート回答は 69 件と、出席者のほぼ 7 割という高い回答率。

- ・過半数の人が新たな地区計画に納得していないか、反対であり、
- ・大多数が地域住民（当会注※）への地区計画の説明は不十分で、公正さと透明性を欠くとの認識を持つことが分かりました。

（当会注※：同計画については、事前には地区住民への説明会はなく、二番町の地権者のみを対象に説明会があっただけでした）

2024 年 3 月の千代田区都市計画審議会の附帯決議文にて指摘された

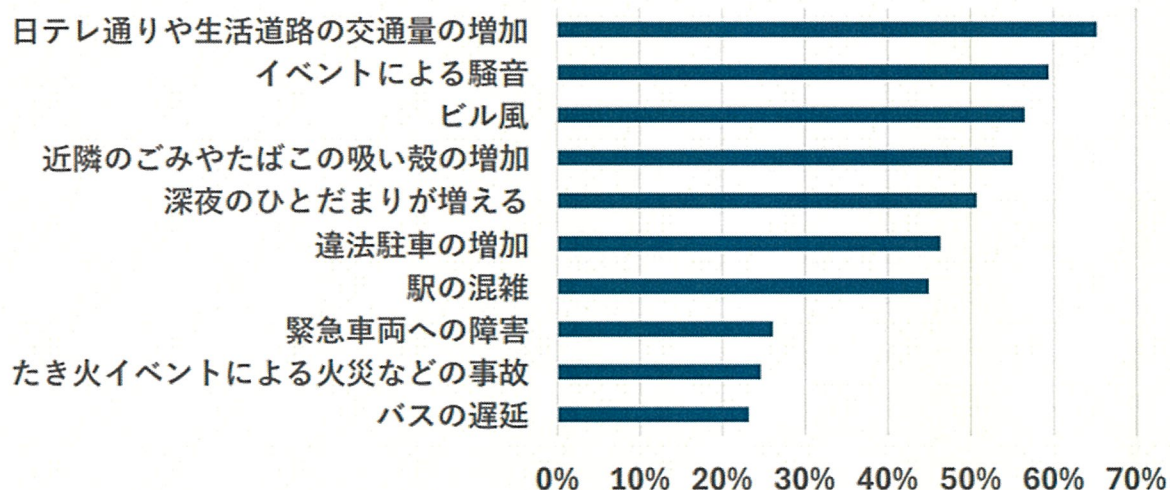
「地区住民を二分するような事態が長期にわたって継続」した状態の解決にはいまだ遠く、二分どころか反対多数の状況がいまでも変わっていない、ということが浮き彫りになりました。

【説明会後のアンケート結果概要】

- ・回答者のほとんど、88%が地域住民だった。
- ・多くが地区計画については知っているが、初めて聞いた人が25%もいた。
- ・地区計画に納得している人はわずか13%で、納得していない又は反対だという人はその約5倍の62%（43人）だった。
（番町地域在住者の回答56件に限っても、うち63%の35人が納得していない又は反対）
- ・同計画については、「説明が十分あった」との回答はわずか4%で、「説明不十分」が3分の2（67%）と圧倒的に多かった。
- ・二番町の地区計画変更の決め方については、「公正で透明性があった」はわずか4%、「最低限の公正さと透明性があった」が19%、「公正で透明性があったとは思えない／あまり思えない」は75%と、大きなギャップがあった。
- ・「地区計画は、周辺住民の要望がよく取り入れられていると思いますか？」に対して「いいえ」と回答した人が64%だった。

⇒リンク：[「12月17日 区役所による二番町地区計画説明会後のアンケート結果」](#)

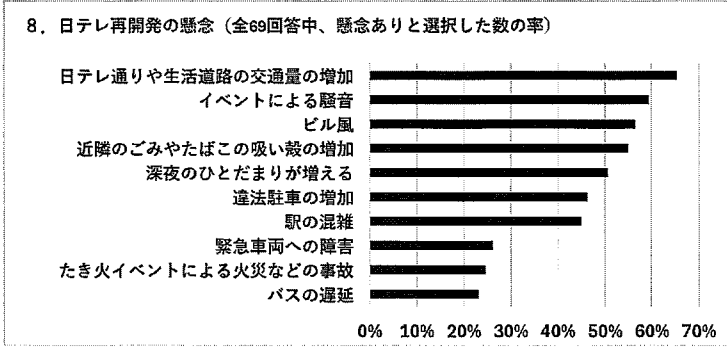
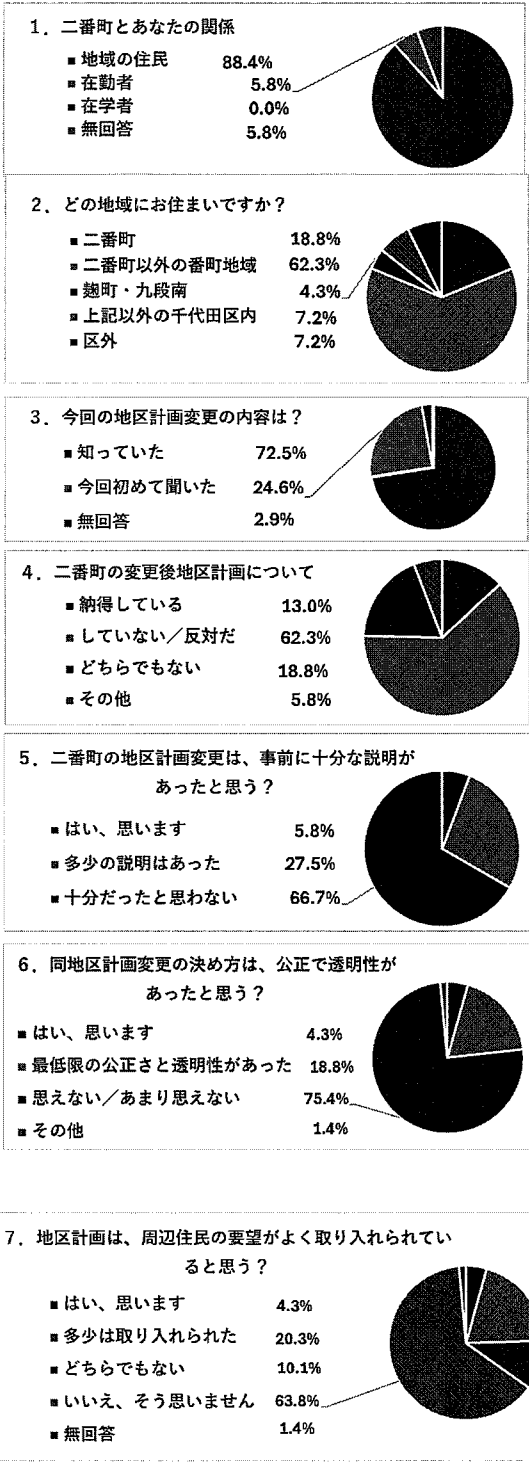
8. 日テレ再開発の懸念（全69回答中、懸念ありと選択した数の率）



2024年12月17日 区役所による二番町地区計画説明会後のアンケート結果

(アンケート回答数=69)

質問	選択肢	回答比率	回答数
1. 二番町とあなたの関係	地域の住民	88.4%	61
	在勤者	5.8%	4
	在学者	0.0%	0
	無回答	5.8%	4
2. どの地域にお住まいですか？	二番町	18.8%	13
	二番町以外の番町地域	62.3%	43
	麹町・九段南	4.3%	3
	上記以外の千代田区内	7.2%	5
	区外	7.2%	5
	無回答	0.0%	0
3. 今回の地区計画変更の内容は？	知っていた	72.5%	50
	今回初めて聞いた	24.6%	17
	無回答	2.9%	2
4. 決定した二番町の変更後地区計画について	納得している	13.0%	9
	していない／反対だ	62.3%	43
	どちらでもない	18.8%	13
	その他	5.8%	4
5. 二番町の地区計画変更については、事前に十分な説明があったと思いますか？	はい、思います	5.8%	4
	多少の説明はあった	27.5%	19
	十分だったと思わない	66.7%	46
6. 二番町の地区計画変更の決め方は、公正で透明性があったと思いますか？	はい、思います	4.3%	3
	最低限の公正さと透明性があった	18.8%	13
	思えない／あまり思えない	75.4%	52
	その他	1.4%	1
7. 地区計画は、周辺住民の要望がよく取り入れられていると思いますか？	はい、思います	4.3%	3
	多少は取り入れられた	20.3%	14
	どちらでもない	10.1%	7
	いいえ、そう思いません	63.8%	44
8. 日テレ再開発について、ご懸念があれば、以下からお選びください。(複数選択可)	無回答	1.4%	1
	バスの遅延	23.2%	16
	たき火イベントによる火災など	24.6%	17
	緊急車両への障害	26.1%	18
	駅の混雑	44.9%	31
	違法駐車車の増加	46.4%	32
	深夜のひとだまりが増える	50.7%	35
	近隣のごみやたばこの吸い殻の増加	55.1%	38
	ビル風	56.5%	39
	イベントによる騒音	59.4%	41
	日テレ通りや生活道路の交通量	65.2%	45
	懸念はない		0



質問	コメント
4. 決定した二番町の変更後地区計画について (その他欄に記入のコメント)	とても良い案だと思う。 住民の意見を聞いてから行うべき 地区計画の変更は決定事項なので変えられないことは認識している。しかしながら付帯決議で「700%、80mより出来るだけ引き下げる努力」をしろと言っている。区役所はそれに向けて努力すべきであると考ええる。「詳細決ってないので答えられない」ではなく詳細決定までに区役所は粘り強く努力すべきであり最終決定の前に日テレ案を住民に示すと榊原課長が言明した事は評価に値する。 具体的にビルの中にどのような業者、組織が入るのが気になる。公共性、文化性、SDGを考慮して頂きたい 高度利用による商業ベースでの開発姿勢には、疑問を感じる。それによって失われてしまう環境・負の遺産となる危険について、十分な検討がされているのか？
6. 二番町の地区計画変更の決め方は、公正で透明性があったと思いますか？(同上)	(「思えない、又はあまりそうとは思えない」を選択の上で) 情報公開が十分なされていないことも一つ ・(高さ80mは知っていたが) 容積率緩和が470%から700%とは知らなかった ・一社だけの土地の地区計画変更を、提案型として、区の再開発案として提出したもので、事業者と区が一体となっているため、区民寄りであるべき区が完全に事業者寄りになっている。 ・区画については都計審副座長から「詐欺的。区は訴えられたら支えきれない」という発言さえあった。議事録からははずされているが、区民が知らないと思って、なんでもありだった。 ・2023年5月から7月の「専門家による検討会」に区と日テレが入っているのに、住民は入っていなかった。 ・「都市マスタープラン」からの逸脱が区によって押し切られた様子を見た。この経緯がわからない。 ・住民から「広場の要望」など聞いたことがない。700%の容積率を確保するには2500㎡の広場が必要という逆算から出たものであることが都計審で明らかになったが、区民はこうした経緯を知らされていない。 ・2023年12月には、都計審委員から「議論が尽くされていない」との懸念が出たのに、区は「(勝手に載せると決めてしまった) 意見書募集の区報掲載を取り消さない」からと意見書募集に強引に進めた。 ・90m案の時の意見書に在住者ではないと思われる賛成の意見書が数千通あったと記憶している。属性について明確にするよう陳情があり、80m案ではだいぶ減ったようではあるが、大企業の動員が背後にあったように思えた。 ・2024年には附帯決議もない上、三択という規定外の決をとるなど、審議会の進め方に不信感を覚えた。
6-1 同地区計画変更の決め方についてご意見などあれば、お書きください	市民社会と行政が、適切な力のバランスを持ち合うこと。また、公正な対話により、社会にとり最適な決定がなされることが大事です。そのために、かかる時間の長さを厭わず、本件の議論・プロセスに、両者で取り組むべきです。 日テレの言いなりにしか思えない 初動が間違ってしまったプラン、即座に仕切り直して、住民を安心させてあげてもらいたいです。住環境を守ると言えるのは区の仕事、積極的に前に出てもらいた 区役所が住所の意見を殆んど聞かずに住民を代表しない一部区長を誘導して強引に決めて行ったという印象は否めない 自治体の住民と事業者間の融和に関して積極性が欠ける 住民が知らないことが一番の問題。町会長は地元の意見を必ずしも反映していないし、在勤者の意見は業者ばかりで問題外。 住民(商売人が中心の町内会ではなく)の意見が反映されていない。

質問	コメント
6-1 同地区計画変更の決め方についてご意見などあれば、お書きください	①計画の前提になっている、「広場機能の拡充」「快適な歩行空間」がどこからどのように出てきて、そして決まったのか、質疑を経ても不透明だった。この前提を盾に、今の結論に導いているようにも見えた。（個人的には、公園やバリアフリーはあまり興味なし、日テレ通り沿いに緑が増えるのであれば嬉しいです。） ②D-1地区について、もともとC地区だった場所が変わるって部分は、もっと丁寧に事前に説明があるべきと思った。今日の説明の中で、C地区がどういう役割か、どこからどこまでか、A.B地区はどうか、という点は区民は詳しく知らないので、今日の説明を初めて聞いた区民にとっては、騙し打ち、と捉えられてもやむを得ないと思う。
コメント20人	・日テレ沿道協議会が長く検討してきたと言うが、商業地域中心で、参加者が限定されていたもので協議されただけだった。これを検討経緯に含めるのはおかしい。ある方がおっしゃっていたように、ここですべての住民を加えているべきだった。 ・90mは道幅に対しておかしい、と言われた時が起点だと思うが、誰が考えてもおかしい案が区から出されたのは異常だったと思う。それまでの議論にかけた税金を返してもらいたい。 ・なぜ一社だけの再開発としたかわからない。一大企業だけの再開発だったら反論をおさえやすい。今もその圧力を感じるし、区が提出者になったことで、事業者寄りである。この計画はおおもとからやり直すべきだと思う。 ・広場がほしい、という話は住民からは全く聞いたことがない。（会場質問者と同じ） 番町の庭と森を作り、イメージを植え付けて、利用者に広場があったらいいか、という誘導的な聞き方を何度もしていた。実際には超高層ビルの陰になり、今と全く異なることは明示されていない。（東郷公園の閉鎖時で広場の希望の回答が誘発されたこともある。今は東郷公園のほうのはるかに子供が多い。） ・広場の広さも容積率700%に緩和するための逆算だったとのこと。 ・都計審では16条に入るのは早いのではないか、と言っていたのに区が意見を聞いてからでもなんとでもなる、と言ったり、三択という本来やってはいけないことを止められなかったり、区の責任は大きい。 総じて大変卑怯なやり方だったと思う。
6-1 同地区計画変更の決め方についてご意見などあれば、お書きください	住民の意見を聞く場はあったが、それらの反映が無くて不思議だった、形式的なものだったのかなと区の姿勢を残念に思うようになりました。良い区だと思って住むことにしたのですが。
コメント20人	区の説明は「必要な手続きに則っての協議の結果が現状である」との事ですが、やはり全体として「初めに結論ありきで、そこに向けて周到な計画の下で特例の許可が進められている」という感が否めず、多くの皆さんの不信感の源もその点にあるように思えます。 このような大きな変更は関係住民に事前に十分に周知して地区の住民による意見交換後住民の希望として実施される仕組みが必要と思います。一企業提案のように実施されるのは不自然です。

質問	コメント
6-1 同地区計画変更の決め方についてご意見などあれば、お書きください コメント20人	日テレが、計画案を提示することを約した「沿道まちづくり協議会」に先立って、麹町出張所で開催したオープンハウス（2022年9月）で、区が、唐突に、広場が少ないことを二番町地域課題に設定しました。その根拠は、「広場があるとよいと思いますか？」に「いりません」と答える人は殆どいなかったとただけで、広場が課題とするデータを出せないことが明らかになりました。このように、日テレの要望にたどり着く為に、区は、事実と異なる説明や学識委員のコメントの部分的抽出と繋ぎ合わせなどを重ねて、環境まちづくり委員会への説明を急り、質問や再考要求を無視し続けて、16条・17条手続きを強行し、辿り着いた都市計画審議会でも、想定されていない3択採決、中身未定の付帯決議付賛成を無条件の賛成と併せて賛成多数として、次の都市計画審議会でも、附帯決議を付されて、可決されて、区長の諮問に答申した形になったものです。区が、日テレの採算確保の為に要求を叶えることに突き進んで決めた姿が丸見えになっています。手続きは進んでいるが、このままにしてよいはずはありません。幾らかでも正す為にも、区が附帯決議で求められていることを、正しい意味で、区に実行してもらうことが肝要です。
	日テレ側が町会長や議員と結託して計画を進めていると聞いています。 文教地域の静かな番町地区を守ろうという住民の意見を最優先すべきだと思います。
	最後の採決の直前に採決ルールの変更が急に強行された印象が強い。区は当初より一民間企業（日テレ）に偏ったスタンスで公的機関として問題あり。区民の意見要望より日テレの営利が重んじられた
	振興会→委員会→協議会 が内輪だけで（クローズで）報告もなく、同じ限られた委員で行われているのが問題。
	・日テレの超高層化で昼間人口が大幅に増えるのに、「夜間人口が増加しているから再開発が必要」という理由が根本的に非論理的。 ・住宅地を中心とした面の問題なのに、交通結節点の市ヶ谷駅を起点とする日テレ沿道という商業を中心とした、線での議論をする振興会や協議会で話し合ったのが間違いの元だった。今後もこの地域と混ぜた議論をしないでほしい。 ・「駅からのバリアフリー」が実現するかのような誤解を区も日テレも与え続けた。実際にはホームから25段もの階段を上らなければならない。（なんと日テレの担当者もこれを知らなかった） 住民には広場より駅のバリアフリーが課題である。間違った宣伝で、過大な期待を持たせて賛成票を集めたと言えるので、この決定は無効ではないか。 ・スーパーなど生活利便性ばかり強調し、マイナス面がデータや視覚的に説明されないまま決定されたことに大変不満を感じる。 ・日テレが「80mが認められないなら地下からのエレベーターを朝夜は一般に使わせない。地域貢献もしない。普通のビルを建てる」と、なかばおどしのようなことを言って賛成を誘導した。区もそれをいさめることがなかった。
	確かに、協議・検討を数多く実施しているのだろうが、それでもまだ不安・疑問が残っているのであれば、協議が充分であったとは言えないのではないか。10回でだめだったら100回、100回でだめだったら1000回。時間をかけるべき。
	「地区計画」決定の上に話しが進んでいる。住民置き去りだと思う。
	なぜ広場の大きさが決まっているのか理解できない。
8. 日テレ再開発について、ご懸念あれば、以下からお選びください。 （複数選択可）（その他欄に記載されたコメント）	適切とは言えない都市計画法の適用により、行われる再開発の実績ぐ一つでき、今後同様の事案が増える懸念。
	繁華街化による番町の品格が損なわれること。
	ビルの反射光、番町中央通りの交通量と安全
	広場でのイベントはやめてもらいたい。

質問	コメント
8-1. 具体的ご懸念：前の質問につき、具体的なご懸念があればお書きください。 コメント15人	賑わいと言う名の喧騒
	区や都が地区計画への介入に非常に消極的な件
	区の提案で広場が2500㎡になったと聞いたが、全然地元の要望ではない。アンケートも属性をはっきりさせないと、業者が住民の顔をして意見を言うようなことになってしまうという疑念が払拭できないし、以前そういう事があったと聞いている。
	現在の日本テレビ敷地内には公開されているスペースが複数ありますが、そのスペースで夜にビジネスマンや外国人がお酒を飲んで騒いでいるのを何度も目撃しました。また、お酒を飲んだ後に、そのゴミを私のマンション敷地内に放り投げられたことがありました。（犬の散歩中に実際に目撃。相手は酔っ払っていたので、怖くて注意できませんでした。）また、休日に番町の森に遊びに来ている方の車の路上駐車も困ります。
	反射光が極力ない設計、素材にしてください。
	広場＝公園というイメージが植え付けられているが、性格があいまい。番町の森で毎週のようにイベントが行われ騒音、火気、ごみ、違法駐車などで迷惑をしている。イベントは子供のため、などと言えばなんでも地域貢献という理由がついてしまう。この地域では「静かに何もしないことが地域貢献」であることを事業者に伝えていただきたい。
	人口の増加により、番町の利点である「静謐な住環境」が損なわれることはハッキリしているので、出来る限り既存の法規制の範囲内での建築計画として欲しい。

質問	コメント
8-1. 具体的ご懸念：前の質問につき、具体的なお懸念があればお書きください。	●日テレ通りとその周辺生活道路（学園通り・文人通り・中央通り）の車道が狭いことが大きな地域課題です。都バスは停留所の通常の停車の間にも後続車の数珠つなぎで渋滞が発生しています。11月27日の小石川マンション火災では、道が狭くて消防車が水が届く距離まで近づいて放水できず、強風に煽られた火災を鎮火するのに8時間近くかかりました。番町も車道の狭さが類似の状況です。超高層のテナントビル建設による就業者の急増が引き起こすであろう車両交通量の増加は、危険性を増す深刻な懸念事項です。日テレ通りと生活道路における車両交通量を、建物規模から単純に通りの想定ではなく、日テレは制御できないテナント企業により増える屋間人口の数（例えば、4500人から10,000、或いは、12,000、人くらいまで）に即した車両の交通量を想定し、バス停周辺の渋滞悪化や、緊急車両の円滑な進入の確保状況の見通しを立てるなど、地に足を付けた影響検討を行って欲しいと考えます。このような検討を以って、上限700%に対して余裕を持った容積率の設定を考えてもらえると有難いです。
コメント15人	●都バスのバス停での渋滞の問題の解消を図るには、かざぐるまに加えて、都バスの番町バス停留所も、交通広場に持ってゆくことが有効な解決策になります。地域課題の解決を図りたい日テレにも、良い話ではないかと存じます。今まで真剣な検討を行ってこなかったとのコメントを頂きましたが、これからの取組みについて、教えて頂きたく存じます。 ●ビル風については、環境調査の結果が問題ないことを以って建設された多くの超高層ビルで、竣工後に酷い状態になっています。区内でもサクラテラスや紀尾井町ガーデンもその例です。60mの日テレ スタジオ棟周辺でもビル風で吹き飛ばされそうになったり転んでいる人を見かけます。「現在の一般的な調査方法で調査して大丈夫」との説明にとどまらず、懸念が払しょくできるように、容積率・高さなどの建物設計に反映する対応策を実施してもらいたいです。また、設計の仕方による対策が不十分で、実際のビル風が酷い状態になった場合は、日テレ自身が、挙げている、木を植えるなどの対策を行って頂く必要があります。ただ、有効な防風林にするには樹木を密集させて多数植える必要があり、地域貢献の目玉にしている広場や歩道のスペースを狭めるという矛盾が生じてしまいます。ここでも、超高層ビルを建てて地域課題を解決するというストーリーは破綻しています。 ●このような環境影響の懸念を払しょくする方策として、700%80mという上限値を余裕のある容積率・高さにして設計するように日テレを指導して頂きたいをお願いします。 ●そのように地に足の着いた検討・協議を行う為に、日テレがやっているという環境影響調査の結果は、日本テレビのサイト上など、一般区民が判り易いところのアップするなどして、公表の実を挙げるように、日テレを指導頂きたいをお願いします。見つからないのは、検索スキルの問題とのコメントを頂きました。区と日テレのそれぞれのアップされているところにアクセスする手順を教えてくださいをお願いします。 ●現在の南側に建物のない番町の森の開催イベントが、超高層ビル北側の街区公園並みの広場でも、同様に開催されるかのような宣伝がなされているように感じます。区の見解を聞かせて欲しいと思います。もし、違うのであれば、現在のイベントを惑わすことがないような説明を行うよう、区から日本テレビに指導して欲しいと思います。もし、そうだとされるのであれば、変えて欲しいと強く思います。街区公園で2500㎡に空地が必要と言い続けられています。番町の街区内の住民が遊ぶ公園に相応しく、番町で行う必然性のないイベントを開催する場所ではないと考えられます。また、11月2日3日に開催された「番町たき火まつり」は、何箇所ものたき火から煙が幾筋もあがり、煙の臭いが立ち込めました。事前に許可している消防署も心配になったようで出動し、炎の高さを抑えるように指導していました。近隣では、多くの住民が、不安を感じました。水道施設もない、今の「番町の森」では、ますます危険です。たき火は、火災の二番目に多い原因です。千代田区が後援、日テレが協力しているとのことですが、それぞれどう考えているのか、見解を知りたいと思います。 ●「番町タウンミーティング」は、何回も開催されていて、区民が数々参加され、日テレからは社員数々と千代田区からは部長さんが来られて、千代田区が後援されています。今片側一車線しかない狭い日テレ通りに、イベントも予定する目的の再開発は、災害時の避難、救急対応が滞ることが予想されとても危険です。
	区政の腐敗。特定企業（日テレ）の優遇、癒着
	街が「はんか街」になるのが問題という意見に賛成です。 単に80mでなく、一社の思うままに街が変わってしまうのが問題ですね。
	・スタジオ棟もビル風は大丈夫だとの試算に基づいて建てたのだろうが、じっさいはビル風がひどく危険であるという声が多い。まずこの改善策をとってほしい。80mの高さのものを造ればもっとひどくなり、ひどい箇所も増えるのは明らかである。
	上記の事項も大いに心配されるが、短期的な事業利潤、事業効率でなく、長期的な街の未来・環境への配慮を重要視しなければ、いつまでたっても開発の連続・連鎖から抜け出せなくなるだろう。
	近隣の静かさが失われ、住みにくくなる。

質問	コメント
	・日テレ通りを含め街としての総合的なプランがなく今後この地域がどうなるのか不安 ・セブンイレブンの所での弁当販売(屋)等があるなど交通に関しての整理が必要
9. 区に、本日の説明では聞き足りなかったこと、追加のご質問やご要望があればお書きください。	エリアマネジメントを営利企業である日テレ主体でやることを初めて知った。それであるならやめるべき
	何一つ、キッチンと明確な答えがもらえていない。
	本日の住民からの質問に対して、区の担当者の回答は歯切れが悪く、また納得できるような回答はほとんどありませんでした。本日の質問に対する明確な回答をお願いしたい。また、これまでの審議会や協議会が誤った判断をしていれば、正直に認めていただきたい。
	6-1の④で記載した内容については、ちゃんとした経緯があると思うので、どこかで回答して欲しいです。万が一なければ、なぜそうなったか、批判を受けても開示すべきです。
	①区は「意見は個々に聞く」と言うが、皆で話し合う中で情報交換ができる。附帯決議の「関係者すべて」の「融和を図る」ことが区に課せられていることが理解されていないように思った。 ②附帯決議付き決議の後、区が何をしてきたか不明。 ③今後の予定についても説明がなかったと思う。 ④「次世代シンポジウム」が前向きな話し合いの場とは到底言えない。 「懸念についても言っていただければ」と小さな声で言っていたが、「アイデア出し」より、「懸念を聞き、解消する会」が先であろう。 ⑤事業者とは密に連絡をとっていると聞く。住民とも密に接する必要がある。 ⑥「環境負荷調査」について、区や日テレのHPからは探せない。「検索すればいいだろう」という回答は不誠実。検索したサイトが偽でないとも限らない。正式にどこから入るのか、また説明会には内容を持ってきてほしい。 ⑦計画決定の経緯について住民に知られていないことがわかった。6の決め方のところで書いたように、非常に問題があったことを周知しなければいけないと思う。区は「決まったことだから」と言うが、決まるまでのことが附帯決議に影響していることも知られなければいけない。 ⑧都計審の委員長が都計審で「この話はずっと続く。区が努力しないと双方にとって不幸な結果に終わると思う。」と言われたと思う。これほど重いことを言われているのに、日テレのイメージ戦略を独り歩きさせて、区は責任がとれるのか、どうするのか。 よって、本日のような会の再度の開催を望みます。 日テレ通りまちづくり委員会の案を基に進めたとの主張でしたが、町会は住民を反映していなかったことは明らかなのに、動き出した自分達の姿勢を押し通されたことが、話し合いの場を重ねるにつれ分かり残念です。住民構成についてや町会長の集まりが町会会員の意見を反映していなかったことの認識はお持ちではないということでしょうか？

コメント10人

質問	コメント
9. 区に、本日の説明では聞き足りなかったこと、追加のご質問やご要望があればお書きください。 コメント10人	1. 附帯決議で区に求められていること、特に、「(2) 地区計画の決定事項である高さや容積率はそれぞれ上限を定めたものであり、事業者が地区の要望を受け止めて上限に対してゆとりを持った計画内容とすることを妨げるものではないので、今後の建築物の設計段階においてその可能性について事業者と十分に協議すること。」を、有効に進める方法として、環境影響を、例えば、増える就業者数を設定して交通量（人・自動車の数）の増加見通しをたて、道路混雑の解消や緊急車両進入確保の為に必要なことを設計に織り込むことを、その順番で行うことが、現実的と考えられますが、区は、どう考えるのか？別の有効な進め方を考えているのであれば、教えて欲しい。 2. 同じく、附帯決議で区が切望されている、「全ての関係者がこの問題に関し前向きに話し合える場づくりに協力すること」に全うに取り組んでもらいたい。番町次世代シンポジウムは、「参加者は、区が応募者から限られた人数選定して決めること」「区の意に沿わない発言者は排除されること」等から、あって欲しくないものを聴く余地を設けていないと考えられ、「地区住民を二分するような事態」が継続しないようにする方向に向かったものではない。12月17日の説明会で出された多くの区民の意見を聞き、来られた職員が持ち帰って、来られなかった職員と共有した上で、区は、附帯決議で切望されていることに対する対応策とスケジュールを教えて欲しい。 再開発と災害時の避難、救急対応はどのように対応する計画ですか？ ・「エリマネ施設」は今回の再開発の条件なのに、区の担当者は「なんだかわからない」との回答で驚いた。区内の他のエリマネ団体には区の職員が天下っていることがわかり、けっこう大変な問題なのではないかと思った。区職員の「あて職」、区議会議員の「個所付け」という慣習はやめたほうがよい。 ・環境負荷調査についてのデータを持参せず、「検索すれば出るだろう」というのは区の姿勢としていかかと思う。検索にかかるのが正確なものとは限らない。 ・今後の予定についての質問が多かったが、答えられていなかったように思う。 日本テレビが具体的な建設計画が出たら、千代田区役所が日本テレビの担当者と、住民に対して説明会を開くのは当然のことと思う。 付帯決議(高さ)の部分の解決はどうなったのか、又、区としての努力はどのようなものか、説明すべき→説明してほしい
10. 上記以外に、ご意見などありましたら自由にお書きください。（任意） コメント14人	活動の中心に携わる方のご尽力に感謝致します。 初動から間違えていた。固執したため地域が荒れた。ここからはこれ以上、荒らさないように千代田区がより良い調整をはかって欲しい。 今回意見を聞く機会を作って頂いたことに感謝します 計画の最終的な作成に向けて、現在都計審の審査が終わり、現在日本テレビに計画作成のボールが渡っている状況だと思うが、日本テレビと行政の情報共有や連携が不十分だと感じた。行政の積極的な介入と情報提供をお願いしたい。 何度も今回のような説明会を開き、地元住民の意見を聞くべき。

質問	コメント
10. 上記以外に、ご意見などありましたら自由にお書きください。（任意）	意見: 地区計画に反対 理由: 区や日本テレビは、二番町に2500平方メートルの広場を作る見返りに、建物の床面積の増床と高さ制限の80mへの緩和が必要と主張されておりますが、そもそも広場は必要ありません。現在の日本テレビ敷地内には公開されているスペースが複数ありますが、そのスペースで夜にビジネスマンや外国人がお酒を飲んで騒いでいるのを何度も目撃しました。また、お酒を飲んだ後に、そのゴミを私のマンション敷地内に投げ捨てられたことがありました。（犬の散歩中に実際に目撃。相手は酔っ払っていたので、怖くて注意できませんでした。）また、休日に番町の森に遊びに来ている方の車の路上駐車も困ります。番町の森で色々イベントを実施して、イベントに参加した方に「イベントができる広場があると良い」というようなアンケート結果を根拠の一つとして、広場の必要性を謳っているのかもしれませんが、そもそもイベントに参加した方はイベントに対してネガティブな意見を持つ方は少なく、広場があることで損害を被っている我々のような者の意見は無視されております。静かで落ち着きのある番町が好きで、一生懸命に働いて今の二番町の家を購入しました。広場は必要ありません。災害時も基本的に自宅避難のエリアですし、一時的な避難場所としての機能を持つ小規模な広場で十分であり、二番町に2500平方メートルの広場は不要です。
	千代田区民の声を届ける会のみなさま、説明会の開催、大変ありがとうございました！ 千代田区役所のみなさまもご説明とご対応ありがとうございました。前任の情報など全て把握されてないようにも見受けられました。大変だと思いますが、これからでもリカバリーできる部分はあると思います。特に区民との適切なコミュニケーションについては頑張ってくださいたいです。
	・区側は質問に正面から答えていないことが多かった。いつも一方向で考えているからか。 ・区は「まちなみを守る会」と何度も協議をしたとどこかで読んだが、「守る会」は住民代表ではないし、公開もされていない。それ自体は意義はあったかもしれないが、区は住民と話したと勘違いをしているように思う。 特に附帯決議以後は「すべての関係者」が関わることが必要なことを、区には再確認してほしいと思います。
	コメント14人
	経済効果第一ではなくて、未来に住み続けたい区、質の高い生活を保証する区を目指してほしいと思います。
	この計画は建前上正当な手順で進められてきているようです。区の担当者レベルに意見や不満をぶつけても担当者は何の権限もなく聞くだけで何の変化も起こりません。具体的にどのような方法をとればこの計画を変更等出来るかを探してみることでないでしょうか。例えば次の選挙で区長をこの計画に反対する人物をたてる、区議会議員選挙時に計画に反対かどうかを選別する、マスコミに訴える（最近はユーチューバーのほうが利くかな？）番町地区の住民の署名を集める（番町地区だけならそれほどの人数にはならないのでは）この手のことに詳しい方法を知っている人物、組織などを探す、その他。 住民に集まっていたくのであれば実効性のある方法を募集したり、検討する会のほうが有効ではと思います。何もできないならそれも答えです。
	エリアマネジメントについては、17日の区の説明は、「区は金を出さない。」「日テレが金を出すかもしれない。」「日テレからは何も発案がなく、未だ、話していない。」「日テレを含めて皆さんが立ち上げるものだ。」「広場は地区施設となり、区が日テレと協定を締結し、協定を通じて、ある程度は区が管理することはできる。」「今の番町の森は、私有地なので、区として特段に何か指導したりすることはできない。」などの発言があったが、住民のニーズの即した運営となるように、我々としては、有効な打ち手を考える必要があると感じました。
	区の説明を聞いても、区の公平性・公正性は感じられなく、区民としてとても残念
	①エリマネの出資者は日テレである ②振興会の段階から日テレが入っていた ③なんとなく広場がほしい、エレベーターがほしい、だから高層化だと決まったということがわかった。
	スタジオ棟を建てる計画の時からすでに開発を考えていたと思われる→スタジオ棟を建てる前の計画時から説明すべきであったのではないか。

環境まちづくり委員会 送付7-7

二番町地区再開発に関する話し合いの場に係る陳情

受付年月日 令和7年2月13日

陳 情 者 提 出 者 1 名

陳 情 書

二番町地区再開発に関する話し合いの場に係る陳情

令和 6 年 3 月 26 日開催の令和 5 年度第 6 回都市計画審議会では千代田区当局に対し「意見の対立により地区住民を二分するような事態が長期にわたって継続している」ので「地区内の融和に向けて事業者・関係住民・関係機関 などとともに真摯な努力を重ねること。」という附帯決議をつけて結審しました。

約 10 カ月経過し、本年の 1 月 12 日に「番町次世代シンポジウム」が開催されました。私は出席できませんでしたので、私も是非話し合いの場を作って頂きたいです。話し合いの場を作って頂くにあたり以下のことを望みます。

1. 二番町地区再開発についての話し合いの場をいつ、誰が、どこで開催するのかという手順・手続きを明確にして、住民に広く周知し、合意を得られるまで話し合いを重ねて下さい。
2. シンポジウムは一般的に公開討論会や研究発表会と訳され、「複数の専門家が特定のテーマについて、それぞれの視点から発表や議論を行い、参加者と質疑応答を行うイベント」だそうです。みんなで情報を共有することが大切です。また人口減少化社会に向けた都市づくりも考えなければなりません。専門家を招いた公開の場での開催を望みます。
3. 区のホームページにあった今回のシンポジウム募集のキャッチフレーズは、「二番町地区（日本テレビ跡地）の整備に関連して、番町地域を魅力ある楽しいまちにしていこうために」でした。この件について 2 点申し上げます。
 - ①住民意見が二分する論点の一つは「にぎやかさ」です。「楽しい」は時に「にぎやかさ」「喧噪」に通じます。次回は是非、「魅力ある落ち着いたまち」あるいは「教育と文化が香るまち」などの文言を使ってシンポジウムや話し合いの場の参加者募集と開催を望みます。
また、幼稚園、保育園、小学校、中学校が多い番町地区に不特定多数の人口が増えることに安全性の面で不安を感じます。安全性だけでなく、緊急車両の進入障害、環境調査の妥当性、問題解決策の検討など、超高層ビルが建ってからでは解決が難しい懸念事項が多々あります。これらの懸念事項の対策を考えることも住民の融和に繋がると思います。
 - ②「二番町地区の整備に関連して」ですが、昨年 12 月千声会主催の二番町再開発に関する説明会で区の担当者は「（シンポジウムは）二番町のことだけを話し合う場ではない」と発言されました。一方 1 月 24 日の環境まちづくり委員会の議事録（未定稿）では、「頂いたご意見、アイデア等を踏まえて、区は与件整理をしてまいります」と記載されています。与件整理をするための大変重要なシンポジウムであるという認識を事前に参加者にどのように周知したのか確認して下さい。
4. 与件整理、基本計画作成など今後のタイムスケジュールを公開して下さい。



環境まちづくり委員会 送付7-13

神田警察通り第二期工事区間道路整備についての陳情

受付年月日 令和7年3月26日

陳 情 者 提 出 者 1 名

2025年 3月 26日

陳 情 書

千代田区議会議長

秋 谷 こうき 様

陳情者：

住 所：

電 話：

神田警察通り第二期工事区間道路整備についての陳情

日頃より区政のためにご尽力いただきありがとうございます。

3月25日の環境まちづくり委員会において正副委員長よりご提案頂いた、
神田警察通り第二期工事区間の、すでに伐採された西部エリア（学士会館から
ミニストップ側）の桜植え替えを伴う道路整備を進めることに賛同いたします。

上記ご提案につきまして、再度ご審議くださいますよう陳情いたします。



神田警察通りⅡ期工事に関する陳情書一覧

環境まちづくり部 資料1
令和7年7月2日

No.	陳-番号	受付日	件名	内容(概要)	回答
1	6-3	1月25日	神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書	道路整備には反対していない、イチヨウを残しての道路整備を求める	この事業計画は協議会で何度も意見交換を重ねて合意を得るなど、話し合いが十分行われているものである また、議会からも当初予算、契約議案、補正予算や契約変更議案などにおいて賛成の議決を重ねている 裁判所からも、住民らのまちづくりに参画する権利又は利害を侵害するものではない、さらに、工事の決定手続きで、住民の意向の聴取や反映が不十分ではない、との判断がされている Ⅱ期工事区間のイチヨウの伐採は終了しており、計画通りの整備を進めていく
2	6-9	1月30日	神田警察通りⅡ期に関する陳情	沿道の皆さんの声を大切に2期工事を再考して要望の強い4期からの着工を願う	Ⅱ期工事の契約は賛成多数で議会の議決をいただいている Ⅱ期工事区間のイチヨウの伐採は終了しており、計画通りの整備を進めていく
3	6-10	1月30日	神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書	SDGsの観点から街路樹の役割は大きく、イチヨウを残しての整備を求める	Ⅱ期工事区間のイチヨウの伐採は終了しており、計画通りの整備を進めていく
4	6-11	1月30日	神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書	伐採賛成者の署名は120名、伐採反対者の署名は600名、この結果を考慮し、話し合いの場を求める	この事業計画は協議会で何度も意見交換を重ねて合意を得るなど、話し合いが十分行われているものである 裁判所からも、住民らのまちづくりに参画する権利又は利害を侵害するものではない、さらに、工事の決定手続きで、住民の意向の聴取や反映が不十分ではない、との判断がされている
5	6-14	1月30日	神田警察通り道路整備工事、2期工事の中断と整備内容の変更を求める陳情書	2期工事の即時中止を求めるとともに4期、5期の早期実施実現を求める	この事業計画は協議会で何度も意見交換を重ねて合意を得るなど、話し合いが十分行われているものである 裁判所からも、住民らのまちづくりに参画する権利又は利害を侵害するものではない、さらに、工事の決定手続きで、住民の意向の聴取や反映が不十分ではない、との判断がされている Ⅱ期工事区間のイチヨウの伐採は終了しており、計画通りの整備を進めていく

No.	陳-番号	受付日	件名	内容(概要)	回答
6	6-15	2月19日	神田警察通りの街路樹を守る会のメンバーに対する仮処分の申し立て件についての陳情	(代替案を提示)記載した方法であれば、停車帯を設置し、かつ、既存の街路樹の伐採を最小限にすることができる。この提案をもとに行政と住民との話し合いの場を求める	この事業計画は協議会で何度も意見交換を重ねて合意を得るなど、話し合いが十分行われているものである 裁判所からも、住民らのまちづくりに参画する権利又は利害を侵害するものではない、さらに、工事の決定手続きで、住民の意向の聴取や反映が不十分ではない、との判断がされている Ⅱ期工事区間のイチヨウの伐採は終了しており、計画通りの整備を進めていく
7	6-23	4月23日	異議申し立て中の神田警察通りイチヨウ伐採についての陳情書	工事を即時中止するよう区へ働きかけることを求める	この事業計画は協議会で何度も意見交換を重ねて合意を得るなど、話し合いが十分行われているものである Ⅱ期工事区間のイチヨウの伐採は終了しており、計画通りの整備を進めていく
8	6-25	5月23日	千代田区「道路の移動円滑化の基準」の歩道の有効幅員について、東京都と同様、附則に「やむを得ない場合」の経過措置を設けることを求める陳情	千代田区「道路の移動円滑化の基準」の附則に東京都と同様の「やむを得ない場合」の経過措置規定を設けることを求める	陳情にはやむを得ない場合に経過措置設ける必要性が述べられていない 区としてはやむを得ない場合に経過措置規定を設ける必要性はないと認識している
9	6-29	7月4日	神田警察通り沿道整備推進協議会の委員を多様性と男女共同参画の視点から早急に見直すことを求める陳情書	協議会は、今の時代にそぐわないメンバー構成になっている。町会長等、男性ばかりで多様性もなくジェンダーの視点にも欠けている。協議会を見直し、多様な視点をもつ新委員のもとでイチヨウを残した整備をすることを求める	協議会で何度も意見交換を重ねて合意を得た現在の計画は着実に進めていく必要がある 議会でも重ねて議決をいただき、裁判所でも区の意向に沿った判断がされている 伐採がされているⅡ期区間の工事は計画通り進めていく 一方で協議会のメンバーの構成について、神田警察通り道路整備の全体の道路形態は、平成23年以降、計21回にわたって開催された協議会で十分な議論を経て、既に決定していると認識している。
10	6-33	8月1日	自転車道と歩道拡幅工事について4期、5期を早期に開始して下さい。	現在、歩道拡幅工事が進められている神田警察通りにつき、自転車道確保と歩道拡幅の4期、5期を早急に進めることを求める	Ⅱ期工事の契約は賛成多数で議会の議決をいただいている Ⅱ期工事区間のイチヨウの伐採は終了しており、計画通りの整備を進めていく
11	6-41	10月16日	神田警察通りの街路樹に関わる経緯の再整理と代替案を提案する陳情	1期工事では、議決され工事が開始された後でも計画の変更が行われた。今回も可能ではないか。当初計画案に固執せず、多くの方が受け容れる案を模索することを求める	この事業計画は協議会で何度も意見交換を重ねて合意を得たものであり、Ⅱ期工事の契約は賛成多数で議会の議決をいただいている 区民の多くの方々が希望している現在の計画を着実に進めていく
12	7-13	3月26日	神田警察通り第二期工事区間道路整備についての陳情	既に伐採された西部エリアの道路整備を先に進める正副委員長提案に賛同するので再度審議を求める	Ⅱ期工事区間のイチヨウの伐採は終了しており、計画通りの整備を進めていく
13	7-18	5月29日	神田警察通り道路整備二期工事に伴うイチヨウの保存についての陳情	残された1本のイチヨウを保存すること、それが難しい場合は移植すること、さらに、その可否について区議会や地域住民と協議することを求める	Ⅱ期工事区間のイチヨウの伐採は終了しており、計画通りの整備を進めていく

外神田一丁目南部地区に関する陳情書一覧

環境まちづくり部 資料2
令和7年7月2日

No.	陳-番号	受付日	件名	内容（概要）	回答
1	5-14	5月19日	外神田一丁目再開発のエリア内の区有施設の情報共有に関する陳情	1. 都市計画手続き（法17条）を進める前に区民との情報共有ができていないかの確認を求める （1）「区有施設の個別建て替えができないとの前提に関する情報」について、区民と情報共有がされているか （2）「再開発後の区有施設の維持管理等に関する情報」に関し、再開発後の維持管理費大規模修繕・改修費等の見通しがわかる情報の共有がされているか	1. 既存の区有施設における課題や個別建て替えではそれらの課題が解決できないことを踏まえ、再開発による区有施設の機能更新を進めることを、説明会や都市計画手続きを通じて情報提供してきている 再開発後の区有施設の維持管理等に関する基本的な考え方や区有施設に係るライフ・サイクル・コストの試算イメージについても当委員会（令和5年6月12日、令和6年3月11日）に示してきている 市街地再開発事業の都市計画については令和6年第1回定例会の条例審査や連合審査会を通じて議論され、令和6年3月15日に決定をしている
2	5-30	7月3日	千代田清掃事務所及び千代田万世会館の機能更新等に関する陳情	1. 千代田清掃事務所及び万世会館の機能更新及び区道廃道に関し、都市計画決定前に、それぞれの所管委員会との連合審査会を設置し、審査及び調査を行うことを求める	1. 令和6年3月6日に当委員会及び企画総務委員会による連合審査会において、区有施設に関する機能配置等の審査及び調査が行われ、令和6年3月15日に都市計画決定をしている
3	5-39	9月5日	外神田一丁目南部地区再開発の直近の事業計画案を示すよう求める陳情	1. 直近の総事業費と建設費を含むその内訳を早急に公開することを求める	1. 令和5年12月1日の当委員会において、事業者が想定する事業計画案をお示ししている 令和6年2月26日の当委員会において、物価高騰等による事業費変動の対応として、①建築コストの削減、②保留床価格の再検討、の2方面から検討を行っていく旨お示ししている
4	5-42	11月17日	外神田一丁目南部地区再開発について、建築条例審査前に公共施設である清掃事務所について区民から意見を聞き大方の区民意見を取り入れることを求める陳情	1. 清掃事務所を再開発に組み入れることについて、建築条例審査前に区民に説明する機会を持つよう求める	1. 令和5年12月1日の当委員会において、オープンハウス型説明会（R3.6）や区民向けの説明会（R5.1）を開催しており、区民に対し説明済と考えている旨お答えしている
5	6-4	1月26日	外神田一丁目計画について手続きの調査を求める陳情	1. 外神田一丁目計画に関し、前委員長による区職員への不当な圧力や癒着が無かったか調査を求める陳情である 2. 具体的には、令和5年5月30日の委員長就任時から10月13日の都市計画決定告示（地区計画）の期間の区職員に対する全ての接触記録を確認した上で、区行政の公平性に問題が無かったか調査を求めるものである	1.2 令和6年2月6日の当委員会において、区として意見は無い旨お答えしている

二番町地区に関する陳情書一覧

環境まちづくり部 資料3
令和7年7月2日

No.	陳-番号	受付日	件名	内容(概要)	回答
1	5-18	6月13日	日本テレビ再開発提案に関し事業者と地域住民間の調整を求める陳情書	1. 以前に実施した意見募集の賛否を、属性別に公表してほしい 2. 事業者だけでなく、賛成・反対住民、有識者などの意見を聞いてほしい 3. 説明会は、オープンハウス形式ではなく、住民相互が意見交換でき、他の方々の意見も聴ける場として設けてほしい	1.都市計画手続きにて令和5年度に実施した意見募集は住所により分類したものとして対応している 2.都市計画手続きを通じて、様々な立場の方から意見を把握している 3.都市計画手続きにあたり説明会を実施している
2	5-19	6月13日	日本テレビ本社跡地の再開発に伴う二番町地区計画変更に関連し、区議会及び都市計画審議会において住民・事業者双方からの直接意見聴取等を求める陳情書	1. 区議会及び都市計画審議会の先生方に、賛成・反対住民、有識者などの意見を聞いてほしい 2. 区議会及び専門委員の方々に二番町の現地視察を行ってほしい 3. 専門家が調査検討し、地区計画範囲内で対案作成ができるよう、予算面の配慮をしてほしい	1.都市計画手続きを通じて対応している 2.同上 3.専門家会議も行いながら都市計画手続きを実施している
3	5-21	6月21日	日本テレビ本社跡地の再開発に伴う二番町地区地区計画変更に関連して区議会及び都市計画審議会の速やかな審議と反対住民の審議遅延行為に毅然とした対応を求める陳情書	1. 審議遅延を目的とした陳情書に対し、毅然とした対応を求める 2. 区議会で、反対住民が誤った情報に基づく煽動活動を行っている問題を取り上げてほしい 3. 今回の再開発案は、様々な立場の人の意見を聞き、地域課題を解決するための施策が反映されている事実を区や区議会はもっと周知してほしい 4. 常軌を逸した抗議活動が恐怖心を与え、公聴会の傍聴がWEB限定になったことを、区議会や都市計画審議会に取り上げてほしい 5. 再開発案が都市マスに整合していることを区議会・都市計画審議会を確認してほしい 6. 今回の提案は、地域住民・行政・事業者の三方よしの提案であること、反対住民等の主張は固定観念に基づいたものであることを、区議会や都市計画審議会を確認してほしい 7. 区議や都計審委員に、従来型の都市開発や、利益第一主義の価値観に一石を投げ、他の地域にも誇れる千代田区モデルをつくる気概があるか質してほしい	1～4、6～7.ご意見として承る 5.今回の提案は、都市マスとの整合は図れている
4	5-22	6月26日	陳情書「二番町日本テレビ本社跡地再開発案に関して、地域住民の意見を出来る限り正確に把握していただきたいこと」について。	1. アンケートや都市計画法16条・17条意見募集等の際に、属性等を把握・分析してほしい 2. 専門家会議を踏まえた案についても、都市計画法16条・17条意見募集をしてほしい 3. アンケート・意見募集の際は、余裕をもって住民等に周知徹底を図ってほしい	1.都市計画手続きにて令和5年度に実施した意見募集は住所により分類したものとして対応している 2.改めて都市計画手続きを実施している 3.適切に期間設定し都市計画手続きを実施している
5	5-23	6月26日	二番町地区地区計画の変更について「陳情書」	以下2点について、議会として審議し監視してほしい 1. 区は住民意見の内容について、属性を含めどのような判断をしたのか、その判断は合理性があるか 2. 16条公聴会と17条の間に計画案が変わった理由とその詳細を、分かりやすく区民へ説明したのか	1.2.都市計画手続きにおいて適切に対応

No.	陳-番号	受付日	件名	内容(概要)	回答
6	5-24	6月26日	日本テレビ再開発の意思決定プロセスに対する陳情書	行政を監視する立場にある区議会に対して、以下の対応を求める 1. 住民への説明・意見聴取、施策への反映について行政を指導し、議会も住民と対話してほしい 2. 利害関係者に便宜供与等が行われていないか監視し予算措置して調査してほしい	一 区議会への要望
7	5-25	6月26日	二番町地区計画変更に関する影響調査実施に関する陳情書	1. 区が住環境への影響調査を行う為に必要な予算を措置し、適時・適切に調査を実施した上で結果を公表してほしい	事業者にて実施する影響調査を区も確認の上、都市計画手続きを実施している
8	5-26	6月26日	日本テレビ再開発案に対する民意の把握を求める陳情書	1. 広場に屋根をつけるか、屋根の高さ・広さ等について、より深く検討してほしい 2. 行政は、事業者が行った広場に関するアンケートの目的、実施方法、結果、分析内容を第三者的な目で判断し報告してほしい	広場など地区計画に位置付ける施設等について、都計審への報告・審議を踏まえながら都市計画手続きにて対応している
9	5-31	7月5日	日本テレビ再開発による地域活性化を求める陳情	地域の願いを叶えるため、日本テレビ再開発事業を早急に決定することを求める	都市計画手続きに対し賛同の意見
10	5-41	11月15日	(1)二番町地区地区計画変更案に対し実施された都市計画法 16 条及び 17 条意見書の集計・報告の正確さと公正さに関する調査、並びに (2)今後の再度実施される 16 条・17 条に基づく意見書における募集手続き及び集計・報告の正確性と公正さを求める陳情	(1)(令和4年度に実施された都市計画手続きに関して)情報公開請求により、再調査した結果と区の集計が異なるため、再調査してほしい (2)(令和5年度に実施されたもの)今後の意見書募集にあたり集計に疑義を生みにくい集計方法をお願いする	意見募集も含め適切に都市計画手続きを実施している
11	5-45	11月24日	千代田区二番町地区計画変更に対する区議会環境まちづくり委員会並びに都市計画審議会の委員による充分なる検証実施の陳情	1. 二番町地区地区計画変更の手続きは慎重に行うべきであり、区議会で十分な議論が必要である。早急な議論の実施と議事録の早期公開をお願いする。 2. 16条・17条の意見書の分析について区の他、環境まちづくり委員会及び都市計画審議会で検証するよう要望する。	適宜環境まちづくり委員会及び都計審に報告等しながら都市計画手続きを実施している
12	5-46	11月27日	二番町地区地区計画の変更に関して、住民への詳細説明及び都市計画法第16条第1項の公聴会の開催を求める陳情	都市計画法第16条第1項の公聴会を開催するように求める	令和5年1月26日に実施済み。その後の変更については説明会の実施等により意見把握しながら都市計画手続きを実施している
13	5-47	11月28日	二番町地区地区計画の変更に係る説明会及び意見書の取り扱い方に関する陳情	1. 説明会で素案を配布せず概要にとどめた理由を説明してほしい。 2. 25日の説明会で配布した素案コピーは24日出席者に郵送したのか。なぜ、素案をHPに公開しないのか 3. 素案のコピーの配布をお願いする 4. 回答が不十分であり、再度の説明会開催を要望する 5. 二番町地区に居住する方の意見や声を重視してほしい	説明会や意見募集をしながら適切に都市計画手続きを実施している

No.	陳-番号	受付日	件名	内容(概要)	回答
14	5-48	11月28日	二番町地区計画の変更について、広く番町・麴町地域の地域住民を対象とする説明会を至急開催することを求める陳情	二番町地権者のみでなく広く番町・麴町地域住民対象の説明会を実施してください	関係する範囲を対象に説明会を実施するとともに、17条にて広く意見募集を実施している
15	5-49	11月30日	二番町地区地区計画の早期変更を要望する陳情	一刻も早く開発がなされるよう都市計画変更も求める	都市計画手続きに対し賛同の意見
16	5-52	11月30日	二番町地区地区計画変更においてサイレントマジョリティである子育て世代の意見を聞き、未来の子供たちのための前向きな議論を求める陳情	少しでも早くゆたかな暮らしを送ることができるよう議論・審議を行っていただくよう求める いわゆるノイジーマイノリティの意見ばかりが反映される区議会、都市計画審議会で果たして良いのか	都市計画手続きに対し賛同の意見
17	5-53	12月4日	二番町地区計画早期変更に関する陳情	地区計画を早期に変更し、今すぐにでも日テレさんが二番町を開発できるようにしてください	都市計画手続きに対し賛同の意見
18	(参考)	12月4日	教育環境を守る要望書を区議会で受け止め、慎重に審議を進めること求める陳情	二番町地区地区計画の高さ制限緩和を、地域貢献を理由に結びつけることには大変な飛躍と付度がある。高さ制限を堅持し、様々なアイデアのもと、慎重に審議を進めること求める	適宜環境まちづくり委員会及び都計審に報告等しながら都市計画手続きを実施している
19	5-54	12月6日	都市計画法第17条に基づく「二番町地区地区計画の変更に係る説明会」および「公告縦覧の実施前に資料修正・追加を求める陳情	1)60mでもバリアフリーが可能であることを明記してください 2)3)東西南北、四方から見た図を提示してください 4)風環境について60mと80mを比較した図を作成してください	高さや風環境等も含めて都計審に報告等しながら、適切に都市計画手続きを実施している
20	5-55	12月6日	「都市計画法第17条に基づく『二番町地区地区計画の変更に係る説明会』および「公告縦覧の実施前に資料修正・追加を求める陳情(送付5-54)」に関する追加の陳情	5-54の4)について追加要望 ・風環境影響の検討はより現実的に評価し図を作成してください ・住民目線で回答してください ・高層ビルの壁面緑化の例や効果を具体的に示して説明してください	適宜環境まちづくり委員会及び都計審に報告等しながら都市計画手続きを実施している
21	5-56	12月25日	都市計画法第17条に基づく二番町地区地区計画の変更に係る意見募集に関する陳情	1. 誰が、いつ、どこで、どのようにきめるか、この点を明確にしてください 2. 属性ごとの意見集計を明確化してください 住民、利害関係者などの定義を明確にし属性の確認をお願いする	1. 都市計画手続きの流れは、説明会等にて説明している 2. 都市計画手続きにて令和5年度に実施した意見募集は住所により分類したのとして対応している
22	6-8	1月30日	東京都市計画地区計画 二番町地区地区計画(変更)に関する意見書についての調査と提出のやり直しを求める陳情	町会長がレターを出していたり、区議の逮捕があった。 17条のやり直しを求める	適切に都市計画手続きを実施している
23	6-18	3月13日	千代田区都市計画審議会における「二番町地区地区計画の変更」の採決の法的問題点の確認を議会から区に求めている 陳情	1. 都計審で三択での採決は過半数を超えなければ可決といえない 2. 法曹資格者ではない区の法規担当に相談したのみ 法曹の資格者に確認を求めることを要請してください	適切に都市計画手続きを実施している

No.	陳-番号	受付日	件名	内容(概要)	回答
24	6-26	6月6日	都市計画審議会による「二番町地区地区計画の変更」の附帯決議の優先事項の確認と、実効性ある実施を議会から区に求めている陳情	以下の優先事項から取り掛かるよう議会から執行機関に要請してほしい ①高さや容積率は上限を定めたものでゆとりをもった計画内容とすることを妨げない、今後の設計段階において十分に協議すること ②地区の融和に向けて真摯な努力を重ねる ③全ての関係者が前向きに話し合える場づくりに協力すること	附帯決議内容の実施については、環境まちづくり委員会や都市計画審議会に情報提供しながら進めていく。
25	6-38	10月2日	二番町地区計画附帯決議の実行についての陳情	議会として以下の区長宛要望書の内容が実行されるよう適宜確認してほしい ①住民の意見を取り入れる場を設定 ②反対区民を排除しない「前向きな場」 ③80m、700%は上限であることを念頭に日テレを含めてその場で話し合う ④話し合いは公開で、適宜と都計審と区議会に区から状況報告	附帯決議内容の実施については、環境まちづくり委員会や都市計画審議会に情報提供しながら進めていく。
26	6-39	10月8日	「二番町地区地区計画の変更」の附帯決議の「全ての関係者が」話し合える場づくりの開催を求める陳情	前向きに話し合える場について一部の関係者だけでなく、誰も排除することなく開催されることを求める	附帯決議内容の実施については、環境まちづくり委員会や都市計画審議会に情報提供しながら進めていく。
27	7-5	2月6日	二番町計画の附帯決議に基づく適切な「前向きな話し合いの場」をお願いする陳情	区が住民に再開発の内容・附帯決議・環境調査等について説明し、そうした場が何回も持たれ、根気よく地区の融和を図る努力するよう議会から執行機関に要請してください	附帯決議内容の実施については、環境まちづくり委員会や都市計画審議会に情報提供しながら進めていく。
28	7-7	2月13日	二番町地区再開発に関する話し合いの場に係る陳情	話し合いの場を作るあたり以下を要望する 1. 手順手続きを明確にし合意を得られるまで話し合いを重ねてください 2. 専門家を招いた公開の場で開催してください 3. ①次回シンポジウムのキャッチフレーズの変更を要望、懸念事項の対策を考えることも融和に繋がる ②与件整理をするためのシンポジウムということを参加者にどのように周知したのか確認 4. 今後のタイムスケジュールを公開してください	附帯決議内容の実施については、環境まちづくり委員会や都市計画審議会に情報提供しながら進めていく。
29	7-16	5月21日	二番町地区再開発に関する陳情	1)アンケート調査などを実施する場合は、住民や利用者の真意をとらえられるような調査をすることを希望 2)高さと容積率の緩和と採算のバランスがとれているか、数字を示してほしい。 3)今後の開発事業において、行政はメリットだけでなくデメリットも説明してほしい。 4)エリアマネジメントについて、活動内容が不明などもっと明確に内容を公開してほしい。	1)、3)今後の参考とすべく、意見として承る 2)都市計画手続きにて容積緩和の考え方について説明している 4)エリアマネジメントの実施については、附帯決議も踏まえながら対応していく
30	7-17	5月23日	都計審の附帯決議に基づく適切な「前向きに話し合える場」づくりに関する陳情	附帯決議に基づく適切な前向きに話し合える場を早急につくることが必要であり、融和に向けて以下が不可欠。 ・地区住民の誰でも参加できる場 ・要望を出し合える場 ・話し合える場を踏まえた与件整理 ・住民が理解しやすいよう、事業者が事業を分かりやすく説明する場 ・場の回数の継続実施 ・場の議事録の公表や意見募集	附帯決議内容の実施については、環境まちづくり委員会や都市計画審議会に情報提供しながら進めていく。